

委員会議事録

1. 水道局関係

(1) 付託事件審査

①追加認定第6号 平成26年度光市簡易水道特別会計歳入歳出決算について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

水質検査のことについて、ちょっと伺います。

1カ月に1回とか3カ月にとか、ということをおっしゃいましたが、1カ月にどのくらいかかるのですか。1カ月前の水質検査というのは、金額は。

○宮崎業務課長

検査は、毎月検査、3カ月検査、全項目検査というものを委託しておりますが、トータル的に請求をいただいておりますので、1カ月の検査で幾らというようなことは今こちらのほうに資料は持っておりませんが、またそのような数字が要るようであれば、また報告したいと思います。

○土橋委員

全項目ということになると、大体どのくらいの項目があるのですか。

○宮崎業務課長

水質基準全項目は51項目でございます。

○土橋委員

それと、水質検査の中で51項目あるということなのですが、51項目は全て体に影響するという、そういうふうな認識でいいのですか。

○宮崎業務課長

これは厚生労働省が示した数字でございますが、その基準が、1日飲む水の量を飲み続けても健康に害がないという数値が基準に上がっているということでございます。

○土橋委員

それと、修繕料が160万円あるのですが、先日の新聞に短管の分で鉛の分がありま

すけども、あれは簡水も修繕料の中には入っているのですか、それとも牛島はそんなものはないのかということをお聞きします。

○田中水道局次長兼工務課長

牛島簡易水道は、平成9年度に基本計画が策定されまして、実際に平成11年度から給水開始をされました。管路は耐震管とポリ管ということでございますので、鉛管は一切使用しておりません。

○森戸委員

起債残高と、起債日は恐らく今11年ということですから11年だろうと思いますが、最終は何年なのか、利子は幾らなのか。

○宮崎業務課長

この起債は、当初、初期投資をしたときに借り入れたものでございまして、平成11年に借り入れておりまして、金額は1億9,000万円ほど借り入れております。残高につきましては、26年度末におきまして6,702万1,367円ほど、まだ残っております。これを完全に償還する年度が、平成40年度ということでございます。利子は1.7%で借り入れております。

○森戸委員

起債の30年、この年数というのは一般的な年数ですか。

○宮崎業務課長

水道局が借り入れできるのは限定されてございまして、国からの借り入れになるわけございまして、当時は25年と30年というものがあつたわけございまして、水道局の判断で30年で償還するところを選択しております。

○森戸委員

何も考えないで聞くのですが、年間100万円も利子を払われている状況ですよ。これは、例えば一括に残6,700万円ということで返済をするというような考えというのはないですか。

○宮崎業務課長

国からの借り入れには条件がついてございまして、繰り上げ償還をする場合においては補償金を払いなさいということがありますので、私が今記憶しておる中では、利息残高の8割程度は補償金として払わないといけないので、今のところ繰り上げて償還するという考

え方はありませんが、国のほうから二、三年前ですか、繰り上げ償還の補償の免除というようなものも臨時特例措置でありまして、その条件に合う場合についてはそのようなことも考えていかないといけないのだらうと思っております。

○森戸委員

その条件に、ここは合うのですか、合わないのですか。

○宮崎業務課長

そのときに示されましたのが、5%以上の借り入れに対してということですから、合いません。

○森戸委員

わかりました。単純な話で聞いてみただけでありますので。

それと、今さら聞くのも恥ずかしいのですが、この水ですよね、どこから取水といたしますか、今さら聞くのも恥ずかしいのですが、まじまじと施設自体を見たことがありませんので、どうなっていましたか。

○森下浄水課長

場所というのがなかなか説明をしにくいのですが、牛島簡易水道の浄水場の位置から山手に上りまして、そこの井戸ポンプからくみ上げております。

○森戸委員

了解しました。ありがとうございます。

○加賀美委員

ちょっとお尋ねいたします。

237 ページの部品購入費がありますよね。これはやっぱり必要なので予算を計上したと思うのですが、66万1,000円、それが使われていない。この理由はどういうことか、教えていただけたらと思います。

○宮崎業務課長

予算計上させていただいたのは、供給ポンプ、圧力トランスミッター、シーケンサー等の基盤類を購入する場合において必要な額として計上させていただきました。ただ、牛島の場合においては、大変厳しい事業環境の中で安定給水を維持するというので、点検等を日々行っておりまして、故障するような兆候があった場合については速やかに機器等を交換するというような維持の仕方をしております。幸いにも、26年度においては、そうい

う点検等におきましてその兆候が見られませんでしたので、取りかえておりませんで、不用額が生じております。

ですから、備品購入費について、牛島簡易水道の予算については予備的経費と、必ず取りかえなければいけないものを計上しているということではございません。

○加賀美委員

わかりました。

次に、上の需用費のところでは 167 万 7,000 円の不用額が出ていて、かなり出ているのですね。何か先ほど修繕の問題が出ておりましたが、それは予算との比較で、こんなに不用額が出た理由についてお尋ねしてみたいと思います。

○宮崎業務課長

こちらの需用費では、修繕料で約 140 万円の不用額を生じております。こちらのほうにも、その年度に必ず修繕をしなければいけないものを見積もって予算計上したものと、予備的な費用、緊急修繕を想定したものがございまして。

26 年度に必ず取りかえなければいけないということで計上させていただきましたのは、先ほど御説明させていただきました取水ポンプの取りかえと配管の取りかえ、この予算につきましては、当時、見積もりますと 130 万円程度の見積もりであったのですが、もっと経費が絞れるのではないかとということで、これに関して 50 万円程度の不用額が生じております。

それと、緊急修繕で、予備的経費で 50 万円組んでおります。そのほかの不用額につきましては、薬品類、シェルビーズ等のペーパー調整の貝殻等を購入する、これも在庫がない場合について購入するというので、その辺についても不用額が出ておまして、かなりの不用額が出ておりますが、これは特殊であります、安定・安全のための施設維持のための予算の組み方で、このような組み方になっているということでございます。

○加賀美委員

わかりました。そういうふうに努力代のある不用額がふえるということは、非常にいいことだと思うのですよね。しかしながら、できるだけ予算対実績というの、はきちつとした管理のもとにやっていかないと、どうしてもそれが予算を上げておけば、翌期の繰り越しに上げていくというような形になっていくので、その辺はきちつとした管理が必要じゃないかと思うのですね。

先ほどの部品の問題についても、予備品として購入をしておくということもやっておられると思うので、そこらあたりについて、こういうふうにはゼロという数字が出てくるというのはどうかというような感じがしないでもありませんので、御検討願えたらと思います。

○福島水道局長

牛島簡易水道全面におきまして、ずっと水道局がやっておるわけですが、過去、使用してきました、いろんな弊害が出てきました。圧力ポンプの関係が、例えば40日で新品が故障すると。理由はいろいろあったわけですが、これは使用させた関係で、塩素イオンの電位差での電食防食という形で、ステンシャフトが40日で折れるというような事態が3件立て続けに続いたわけですね。その間、要するに予算がございません。ポンプそのものも何回やり変えても一緒ですので、全てやり変えると。

恐らく、当時のお金で600万円ぐらいかかる費用だったのですが、それが盆前で、緊急にやらなきゃいけないと、予算はないという形の中で、当時の議員さんに個別で回って、9月に補正をかけるから、事前に御了解願いたいというようなこともありました。

そういう形の中で、緊急を要する場合には予算がないとどうにもならないと、また議会を通さないとどうにもならないということで、こういうような形での維持管理を現在しているというのが現実でございます。御理解願いたいと思います。

○磯部委員

今さっきの借入残高が6,702万1,000円ということなのですが、上ヶ原、岩屋、伊保木、大和、そのあたりの簡易水道の起債残高というのはこれに含まれているのですか、違いますね。

○宮崎業務課長

含まれておりません。

○磯部委員

こちらでそのあたりをお聞きしてもよろしいのでしょうか。

○委員長

答えられますか。

○宮崎業務課長

ちょっと……

○磯部委員

済いません。委員長、これいいのですかね、ここで言っても。

○委員長

皆さんにお諮りします。今、磯部委員がそういった質問をされましたが、聞いてもよろ

しゅうございますか、皆さんの同意を得たいと思います。いいですか、関連しておと思うので。（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○宮崎業務課長

申しわけございませんが、手元の資料で上ヶ原がちょっとつかめていないのですが、岩屋・伊保木の簡易水道におきましては、残高が26年度末で約7,500万円、大和につきましては2億900万円でございます。

○磯部委員

済みません、また後ほどで結構です。大変失礼いたしました。ということは、早くから上水に統合していただいて、皆さんの本当に便利になってありがたい施設ではございますが、まだもう少し起債残高が確実にきちんとなされているということで、このあたりの完了の年度もまた後日で結構ですので、お知らせいただきたいと思っております。

それと、未使用タンク、今までの使っていらっしゃらない、要するに上ヶ原と岩屋、伊保木、大和、このあたりの未使用のタンク、今まで簡易水道で使っていたタンク……

○委員長

磯部委員、これはちょっと外れますので。

○磯部委員

そうですね、済みません。また、このあたりは別で教えてください。申しわけございません。どこでこれを質問していいのかなとちょっと思ったものですから、大変失礼いたしました。後日で結構ですので、そのあたりを教えてください。済みません、失礼いたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2. 福祉保健部関係

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について(福祉保健部所管分)

説 明：杉本福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○木村(則)委員

それでは、施策の成果について、59ページ、先ほど説明いただきました社会福祉法人等指導監査事業についてお尋ねしたいと思います。

平成25年から市に移譲されたということですので、お尋ねしてみたいと思いますが、先ほどこれの研修を行ったということですが、職員研修に関しては、職員何人がどの程度の研修を受けたのかということをお尋ねしてみたいと思います。

○杉本福祉総務課長

権限移譲された指導監査事務に対して、職員の研修を行ったものでございます。

○委員長

何人かの質問だったと思いますが。

○杉本福祉総務課長

1名です。

○木村(則)委員

1名がどの程度の研修、もう少し具体的に、どこでといたしますか、どういった内容の研修をどの程度受けたのかというのをお尋ねしたいと思います。

○杉本福祉総務課長

定款の変更や理事の選任などの法人運営に関することや、定款に定められた事業実施状況など事業運営に関すること、人事管理や資産管理など法人管理に関すること、また、新会計基準への移行に関すること、そういう内容の研修です。

○木村（則）委員

といいますのは、まずそれなりの一定の専門的な知識を有していないと、監査というものができないであろうということから、今の質問をさせていただいたわけですが、1人ということなのですね。1人が移譲されて、25年度から監査をするようになったということですね。これは1人で適切であると、監査の内容から1人で適切であるという判断でよろしいですか。

○杉本福祉総務課長

業務的には認可と監査、両方ありますが、担当係長が1人ついています。福祉総務係内の職員も監査に同行する際にはもう一名つくことがありますので、その辺は2名体制が適当だと考えております。

○木村（則）委員

わかりました。

それで、成果の下のほうに、平成26年度は13法人の中の5法人ということが書いてあるわけですが、これは13法人全てではないのですか。

○杉本福祉総務課長

対象法人の選択ですが、国の通知に基づき、所轄庁が行う指導監査は原則2年に1回実施するものと規定されています。本事務は、平成25年4月1日、県からの移譲を受け、それまでの県の実施状況を引き続いたことから、平成26年度におきましては5法人で実施しました。残りの8法人につきましては、平成27年度に実施する予定となっております。

○木村（則）委員

ということは、4年に1回、監査が入るということですね。

○杉本福祉総務課長

原則、2年に1回です。

○木村（則）委員

わかりました。1年に5法人と8法人やるから、2年に1回の監査を受けるということですね。

次の成果の60ページですが、今回の監査においては行政指導の口頭指導が4法人、文書指導が1法人ということですが、これは口頭と文書の指導の違いといいますか、それは口でその場でと文書という違いじゃなくて、中身の

違いということですが、そのあたりを少し御説明いただけますでしょうか。

○杉本福祉総務課長

口頭による指導というのは、努力義務違反、指針等に違反する場合は、是正改善報告を求めません。文書による指導というのは、法令通知に違反する場合は、是正改善報告書を提出していただくような形になっています。

○木村（則）委員

最後に、今回の是正の内容といったものは、こういったものだったんでしょうかね。

○杉本福祉総務課長

定款に違反する場合とか、定款内容を精査したところ、ふさわしくないという指導です。

○木村（則）委員

わかりました。文書指導に対する是正というのは、言ってみれば、指導から2年後にもう一度改めて監査をするということになりますよね。

○杉本福祉総務課長

そのとおりと思われます。

○木村（則）委員

以上です。

○森戸委員

決算書の27ページの歳入のところでちょっと確認をしたいのですが、収入未済が191万6,000円あるということだったのですが、老人福祉の施設入所自己負担金の未済がほとんどだと思いましたが、これはなぜこの金額があるのですか、その辺をまずお知らせください。

○杉本福祉総務課長

措置対象者の措置時の滞納額の支払いでございまして、知的障害者の方が1名、平成9年の4月から未納になっていまして、その分を納入していただいているところでございます。

○森戸委員

そうなのですか。なるほどね、平成9年からですか。これは、例えば御両親とか、いらっしゃるのか、いないのか、その辺のところはどうなのですか。

○杉本福祉総務課長

ただいま、負担可能な範囲で、保護者との相談を受けているところでございます。

○森戸委員

平成9年からということですから、このケースに関しては密接に相談が行われていると理解してよろしいですか。

○杉本福祉総務課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

了解しました。よろしく願いいたします。

それと、決算書の99ページの精神障害者ピアサポートについてなんですが、これは周南3市で講演会を行って、144人ということだったのですが、周南3市でやられる事業と、これはどういった経緯でこういう事業が行われたのか、その辺のところをまず教えてください。

○杉本福祉総務課長

この事業の目的は、講演会や交流会の実施を通じた精神障害者同士の総合支援の推進により、社会参加の促進と自立した日常生活を支援することです。光市にはそういう支援をする場がない、交流会やそういう事業所がないことから、周南3市の事業として、周南市が周南さわやか家族会と契約して、下松市及び光市が精神障害者保健福祉手帳の所有者の割合に基づき負担をしているところでございます。

○森戸委員

当然、144人の中には、光市からも行かれていますよね。

○杉本福祉総務課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

どのぐらい行かれているのかなというところですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○杉本福祉総務課長

実人数のほうは、ただいま手元に資料を持っていません。

○森戸委員

わかりました。新たに光市でないから周南市でやられたということですから、せつかく新規でやられた事業ですから、その辺のところは把握をしておいていただかないと困りますので、よろしく願いいたします。

それと、101ページの障害者虐待の防止対策事業、件数を聞き漏らしたのですが、何件かおっしゃられたと思うのですが、もう一回、何件あったかということと、どういったケースだったのか、施設で起こったのか、それとも家庭で起こったのか、その辺のところを詳しくお知らせください。

私の質問がちょっと違ったかもしれません。ごめんなさい、私の聞き間違いかもしれないのですが、虐待の件数をおっしゃられたような気がしたのですが、ここじゃなかったですか、違いますか。よろしかったですか。

○杉本福祉総務課長

虐待通報の件数は、平成25年度が5件で、平成26年度は1件でございます。

○委員長

課長、中身はわかりませんね。

○杉本福祉総務課長

平成26年度の養護者1件ですが、虐待として認定し、保護者に対して指導しました。再発の可能性はないと判断しています。

○森戸委員

養護者ということですから、家族ということですか。

○杉本福祉総務課長

虐待には、施設による虐待と、養護者、家族等による虐待がありまして、それに対し、その都度の対応があります。

○森戸委員

わかりました。先ほど25年が5件と言われたんですが、虐待の傾向を見るのに教えていただきたいんですけど、25年の5件は施設なのか、養護者なのか、その辺のところをお願いします。

○杉本福祉総務課長

委員仰せの件数は虐待の件数ではなくて、虐待の通報の件数であります。通報に基づいて、虐待か、虐待でないかを対応しますので、平成25年度における虐待はゼロ件です。5件の内訳で、施設が2件、養護者が3件です。通報です。

○森戸委員

わかりました。25年は通報で、虐待自体はなかったということですね。わかりました。

虐待防止対策事業なのですが、これは障害者の虐待予防の講演会でございますよね。この講演会の中身については、主要施策の成果には書かれていませんが、事務事業評価の中にはありましたので理解をいたしました。虐待予防の講演会に来られた方は施設の方がほとんどだったということで、一般の方は来られなくて、その中のアンケートを見てもよく理解できたということで、効果的だったという評価をされておられます。

それはそうなのですが、実際に26年は養護者ということで実際に起こりますので、私としては市民というか、施設で働かれる方も当然なのですから、その働きかけを強めていく必要があるのではないかと思います。

なぜ、そう言いますかといいますと、虐待防止法が平成24年10月から施行していますので、ここはやはり力を入れていかなければならない。国連でも、権利条約か何か批准をしていると思いますので、その辺のところはどういうふうにお考えですか。一般家庭向けといいますか、養護者向けの講演については。

○杉本福祉総務課長

光市地域自立支援協議会というのがございまして、その中で専門委員がいますので、その辺で話し合いながら、養護者に対する虐待に対する研修等も必要であると考えております。

○森戸委員

わかりました。光市が他市と比較をして、通報件数、虐待がどのくらいあるのか、何とも比較ができませんけれども、1件でも実際の事例があったわけで

すから、その辺のところは働きかけを強めていただきたいと思います。

それと、25年に障害者の優先調達法というものが施行されていると思います。26年度に、調達の基準をつくられたと思います。基準をつくって、基準どおりに活動をやられておられるのかどうか、26年度は、その辺のところを教えてくださいいただけますか。これは予算に出てくるわけではありませんけれども、26年度の事業としてやられていると思いますが、いかがですか。——また、別の機会にします。

主要施策の成果の58ページ、民生委員の数が122名ということでありますけれども、定数の基準はどのように決められておられるのですか。

○杉本福祉総務課長

民生委員、児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事が市町村の意見を聞いて定めます。民生委員は児童委員を兼ねることとされており、現在、光市の場合は122人です。

○森戸委員

活動に関してなんですが、施策の成果を見ると、59ページを見ても、訪問連絡活動、連絡調整回数、かなりのものがございます。1人平均にしても相当な数、1日1回はやられているような感じだと思いますので、現状でこの人数で足りているのかどうか、またそれ以外の地区での偏りはないのかどうか、その辺のところはどういうふうにチェックをしておられるのですか。

○杉本福祉総務課長

本市においては、6地区の民生委員、児童委員の会長等の意見や地区の実情を踏まえながら、民生委員、児童委員を選出しています。一斉改選時には、福祉総務課と地区民生児童委員協議会が協議しながら、増員の要望があれば県に対して要望しておりますが、県においても県内全体の状況を勘案しながら判断しているため、直ちには増員には至らない場合が多い状況にあります。

○森戸委員

それはわかるのですが、それも考え合わせながら、地区のばらつきとか、その辺のところはどういうふうに思っているのでしょうか。

○杉本福祉総務課長

地区に対する増員の要望があれば、市としても要望事項として県のほうにその都度上げてまいります、県のほうで全体に対して民生委員の委員数を調整

しますので、地区割に対しても多い地区とか少ない地区とか、その辺は今のところ民生委員の地区の中で調整をとっていただいている次第です。

○森戸委員

わかりました。今のところは適正に各6地区、人員も含めてなっているという御回答だと思いますので、理解をいたしました。

それと、決算書の97ページの社会福祉協議会への補助金4,300万円ということなのですが、この4,300万円は具体的にはどのようなものに使われているのでしょうか。

○杉本福祉総務課長

この4,300万円は、社会福祉協議会の収益外事業に対する補助金でありまして、職員の人件費が主であります。いろいろな社会福祉協議会の事業、ふれあいのまちづくり事業や、社会福祉車両維持費などに対して補助金を交付している次第でございます。

○森戸委員

社会福祉協議会自体は、収支で見て、計上ではどうなのですか、赤なのですか、黒なのですか。純のところで言うと、損失なのですか、プラスなのか、マイナスなのか、その辺のところざっくりわかりますか。

○杉本福祉総務課長

その内容につきましては、自主事業及び収益外事業等がありますので、資料をただいま持ち合わせておりません。

○森戸委員

なぜ、こんなことを言うかという、4,300万円もお金を出していますから、社会福祉協議会自体の決算の状況がわからないと、どれだけ出すのが適正なのかというのがわからないから聞いているのです。なので、その辺の決算はこの場ではなくても、別の場のところで見せていただくことは可能ですか。

○杉本福祉総務課長

今この場では。

○森戸委員

具体的には、この4,300万円が適正なのかどうか判断できないのですよね、

この金額しか書いていないから。主要施策の成果等にも書かれていませんよね。なので、どうなのですかとお尋ねをしているのですが。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○委員長

杉本課長、今の件はこれでいいと思いますので、資料ができましたら提出のほうをお願いします。

○森戸委員

よろしく願いをいたします。

97ページの海浜荘……

○小田福祉保健部次長

大変申しわけございません。資料についてはまた整理をして、今、委員のほうに説明をさせたいと思います。社会福祉協議会の資料でありますので、説明にとどめさせていただければと思います。

○森戸委員

海浜荘、聞いてもいいですよ。海浜荘については、毎年、質問が出ると思っていますので、今回も聞いておきたいと思いますが、ここも築50年を経過しています。昨年度の事務事業評価を見ても、施設の補修とか消耗品の補充等には早急に対応しているとは思いますが、利用者も伸びているということなのですが、だからこそ私は必要なのかなと思うんですが、このままの状況でいいのかどうか。実際に、その辺のところは検討されているのかどうか。毎年、検討しますみたいなことがずっと続いていると思いますけれども、何らかの部分がありますかね。具体的に言うと、26年度に検討された中身について、お知らせをいただきたいと思います。

○杉本福祉総務課長

昭和37年に設置されて50年以上経過している状況ですが、平成22年度から庁内検討会議を開催し、必要な機能・面積など一定の整理をしながら、既存施設等の活用を含めて検討してきました。適切な候補地の選定までは現在は至っていない状況であり、また災害対策面、既存施設の活用、移転による利用者や地域の方の理解など、総合的な検討を今のところは引き続き行っていくと考えております。

○森戸委員

毎回というか、毎年同じ回答なので、引き続きやっていただきたいと思いますが、そろそろ必要なんじゃないかなと思います、その辺のところはまたよろしく願いをいたします。

それと、主要施策の成果の64ページなのですが、自立支援給付事業についてお尋ねをいたします。

この文章を読んでみても、なかなか非常にわかりにくいのですけれども、区分の認定の定義がどのように変わったのかという点と、この結果、不都合が生じていないのか、必要な方にきちんとサービスが届いたのか、その辺のところの確認をしたいと思いますので、具体例があればその辺も示しながらお知らせをいただきたいと思います。

○杉本福祉総務課長

障害者総合支援法の2年目の改正として、区分の定義が、障害程度区分、心身の状態から障害支援区分、支援の度合いに変わりました。認定調査項目が106項目から80項目に見直され、知的障害者、精神障害者の方など、障害の特性をより反映できることとなっております。

具体的な事例としては、例えば施設生活では1人でできるが、外出した際には混乱して1人ではできなくなる、トイレ、食事、入浴等の場合であります、今までは慣れている場所、施設ではできる、出来ないを調査項目の中で判断していましたが、見直しでは初めての場所、外出時でできる、出来ないを判断していますので、支援の必要性が今までより上がることとなりました。

結果的には、障害支援区分の見直しにより、サービスを受けられなくなることはありません。

○森戸委員

わかりました。了解をいたしました。

○近藤福祉保健部長

先ほど木村委員からの指導監査の質問に対して、文書指導が行われた場合、答弁では次回の監査までにとというようなニュアンスのお答えをしたと思うのですが、文書指導の場合は直ちに改善を施設側が示して、了承してそれを受け取るというような、改善の回答書を出していただいて、それを指導した我々のほうが適正であるということで受け取る、そこで解決しておりますので、次回の指導監査まで持ち越すことはございません。

○磯部委員

確認だけをさせていただきたいと思って、2点ほど確認させてください。

今さっき、森戸委員さんのほうから社協の分がありましたけれども、今後、そのあたりを御説明いただくということで、あわせて私は事業評価でも、非常に今までと違って、社協との連携ということで随分改善されてきていらっしゃると思います。その中で、予算を伴わない実施可能な改善提案ということで、現有体制で収益を上げることが可能な事業実施に向けて助言をしていくという、そういうふうなコメントも載っておりました。御説明の中で、このあたりのことも、今後、詳しく御説明のときにさせていただきたいなというのをお願いしておきたいと思います。

それと、先ほどの委員からの質問もありましたけれども、ちょっと視点が違うので、簡単にお聞きしたいのですが、主要施策の成果の最初の58ページ、民生委員さんの数のこととか、そういうふうなことを言われましたけれども、私はやはりいろいろな現状の問題、随分時代の流れとともに相談内容も変わってきているのではないかなというふうに思っております。

どういう項目かというのは細かく分析されて、どういうふうなものが何件というのはありますけれども、主に担当所管の方がお聞きする中で、現状の問題、相談内容ということで、こういうものが非常に多くなったとか、そのようなことは分析をされているのではないかなと思いますので、現場の担当の方として、現状、26年度のそのあたりのことを簡単に御説明いただけたらなというふうに思っております。

○杉本福祉総務課長

本市におきましては、民生委員さんの毎月の役員会や、各地区民生児童委員協議会へ福祉総務課職員が出席した際、民生委員、児童委員からの活動に関する相談があった場合には、各所管と連携しながら解決に向けて対応しているところ です。

そしてまた、民生委員、児童委員の皆様から直接関係窓口へ相談があった際にも、同様に関係所管と連携しながら対応しています。主に、DV相談とか、日常の徘徊とか、地域の相談がいろいろあるところ です。地域で困っている相談です。

○磯部委員

別に細かいことを聞いているわけではないのですが、時代の流れとともに、独居の方が多かったり、民生委員の皆さんの激務もありまして、いろん

な私は相談内容も変わってきているのではないかなと思ひまして、今、58ページに相談及び指導件数ということが細かく記載されているので、ある程度のごことはわかるのですが、ただ単に在宅福祉何件というのではわかりにくいなと思ひたので、この場で主にどういふふうなものが今現状であるのかなというのを私も感じておきたいなと思ひましたので、これはまた後日で結構ですので、いいですか。重立ったことだけで結構ですので、また後日でもお聞かせいただけたらなというふうに思ひております。

○加賀美委員

先ほど木村委員からの質問がございました97ページの社会福祉法人等の指導監督業務については、かつて一般質問の中でも私も申したわけではありますが、基本的に今の形では、県が求める実施マニュアルに基づいて、その調査報告をしているような状況だと思ひますよね。

しかしながら、社会福祉法人の仕事というのは非常にシビアなところがあつて、業務形態、経営形態を含めて、いわゆる労働条件の問題、特に不当労働解雇とか、適正人員配置の問題とかというのは、これはプロで任せたほうがいいような気がするのですよね。士業、特に社会保険労務士ですか、そういうところに任せているような市町村があると思ひますよね。それは職員を2名つけてやるよりも、そういうところに任せてやらせたほうがいいのではないかと思ひますので、これはちょっと蛇足ながら、一応検討としての主張をしておきたいと思ひます。

次は、同じ97ページのところですけれども、いわゆる障害者の福祉費の中で、予算のときに障害者医療貸付金制度というものがあるわけですね。この実績は今回、たまたま上がっていないわけですけれども、これは過去3年間ぐらい、そういう貸付金を使った人がいらっしゃるかどうか、そこらあたりについてまずお伺ひしてみたいと思ひます。

○杉本福祉総務課長

本制度につきましては、貸付金の実績は今のところありません。

○加賀美委員

貸し付けの実績がないということは、それ以外にそういうところで障害者が困っているときは、医療費の負担をする別な制度がまだあるのかどうか。あるならば、予算に1円の予算で計上する必要はないのではないかと思ひますので、その辺はどういふふうになっているか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○杉本福祉総務課長

この制度の貸し付けの対象が、身体障害者手帳1級から3級までの身体障害児・者で、市内に引き続き1年以上居住し、障害の機能回復の可能な身体障害者であることが条件とされています。この制度に当たって、身体障害者手帳1級から3級までのカクフク（重度障害者医療費助成）の対象があることから、実際には本制度の利用がありませんが、計上している次第です。

○加賀美委員

ただ、法律上の見地から、こういう制度は一応採用しなさいと、そういう指摘のもとにきっちり予算計上して1円でやっているのかどうか。必要ないものなら、やめたっていいと思うのですが、その辺は法的な国からの指導監督があるのかどうか、その辺をお尋ねしてみたいと思います。

○小田福祉保健部次長

ただいまの御質問であります。基本的には障害者の方の医療費等々の困窮状態に応じて、個々の相談業務の中でいろんな制度の紹介等を行っております。そうした上で、セーフティネットの一環として、こういう制度も設けておりますので、近年の実績はございませんが、一応セーフティネットとして、引き続き制度化をしておるといことで御理解をいただければと思います。

○加賀美委員

制度上必要であるなら、それは上げておくべきだと思います。

その次に、99ページ、これは主要施策の68ページが関係しているのですが、自立訓練給付金が1,550万円ですか、実績が上がっているのですよね。予算は1,055万円だったと、若干予算をオーバーしているのですよね。これは節の中でうまくやりくりをしておられると思うのですが、これがふえた理由はどこのところにあるのでしょうか。68ページの資料の中で数値が出ていますね。上側に、14名で延べ日数が2,372と、この辺が、予算は1,055万円だったと、特にふえた理由。

○杉本福祉総務課長

増えた理由は、サービス利用者が当時見込んでいた6人から実績で14人、8人増になったためです。

○加賀美委員

8人で、延べ日数がどのくらいふえたのですか。

○杉本福祉総務課長

ただいま資料を持ち合わせておりません。

○加賀美委員

わかりました。基本的には、どのくらいふえたのかということは事前にお願
いしていたはずですが、確認しておっていただきたいと思います。

適正予算を組んで実行していくという、これはしようがないケースもあるの
であって、一概にはできませんけども、それはどういう理由で予算の組み方が
間違っていたのか、そこらあたりはきちっとされたらいいのではないかと思う
のですよね。

それから、同じようなことをちょっと言いますと、101ページに、子育て世帯
の病児・病後児の保育事業、他市町村の負担金というのがあるのですね。どう
も失礼しました、109ページでした。まだ、子育て世帯は行っていないのか、済
いません。わかりました。

じゃ、109ページと82ページの同じように子育て世帯の臨時特例給付金につい
ては、予算が5,296万円、これが6,000万円になっていると、これはもちろん人
数が見込みよりはふえたのだということですが、どのくらいふえている
のか。

○龜山臨時福祉給付金等業務担当課長

子育て世帯の臨時特例給付金の金額の件でございますが、当初、5,296人分で
1万円なので、その金額を予算立てしておりまして、実績が6,051人となったこ
とから、その分が増額となったものでございます。

以上です。

○加賀美委員

この辺の数値の違いというのは、どういうところにあるのでしょうかね。臨
時給付金の対象人員というのは、基本的にはわかるはずだと思うのですね、あ
る程度の数字がね。そういうふうに極端に違うというところは、予算の立て方
に問題があるのではないかと思うのですけども、そのあたりはどういうふうに
理解したらいいのか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○龜山臨時福祉給付金等業務担当課長

先ほどの委員さんのお尋ねの予算と決算の乖離ということでございますが、予算立てについては国の指導のもとに算定をいたしましたけれども、決算額はこのようになりましたので、今後、予算立てについても慎重に立てていくように考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○加賀美委員

それは10人か20人ぐらい違うならいいですよ。800万円ですから、800人違うのですよ。対象者が800人も違うという数値、だからそういうふうな数字というのはそんなに狂うことがあるのだろうかと思ひまして、それは10人ほどちょっと予算と実績が違つたと、ふえたとか、あるいは減つたかというならわかるけれども、800人の数値と云つたら、我々が見たときに、これは数値は確かなのだろうかというような気がしたわけですね。

だから、予算を組むときに、データとしてとつたものが結局正式なデータじゃないような気がするのですね。だから、市民部にはちゃんとデータがあるはずだから、対象になる人はつかめるはずなのに、何でこういう差が出るのかなという思いがしたから質問いたしました。この辺はまた御検討ください。

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○畠堀委員

説明ありがとうございました。2点ほど御質問させていただきます。

最初に、決算書の103ページの備考の一番下で、先ほど少しお話がございましたけれども、地域密着型サービス拠点施設等整備補助金について、これは26年度からの新規事業ではないかと思うのですが、もう少し詳しく御説明いただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○中邑高齢者支援課長

本事業は、介護保険事業計画の施設整備計画に基づき、平成26年度、浅江地区に認知症の高齢者グループホーム、定員9人の施設を整備したもので、整備事業者に対しまして、建設本体にかかわる経費1,500万円と、開設の準備にかかわる経費、施設備品であるとか、事務備品であるとか、そういった経費に対して540万円を補助金として交付をしたものでございます。

○畠堀委員

例えば、補助の割合とか、何かそういった基準みたいなものが何かあるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

これは国の補助金を原資としておりまして、その基準に基づき、グループホーム1施設当たり1,500万円、開設準備の補助金につきましては1床当たり60万円という基準に基づいて、交付をしたものでございます。

○畠堀委員

わかりました。ありがとうございます。

もう一点ですけれども、もう一点は事務事業評価の169ページの高齢者就労対策の事業のことなのですけれども、こちら先ほど決算書に基づいて少しお話がございましたが、この内容についてももう少し詳しく教えていただけないかと。特に、これ低所得者というふうになっているのですけれども、具体的にどのような基準になっているのか、そのあたりも含めてお願いします。

○中邑高齢者支援課長

この事業は、60歳以上80歳までの方を対象とした生きがい対策、あるいは低収入者に対する生活支援という意義を持った事業でございまして、現時点で市内9カ所の公共の公園、緑地帯等の除草清掃作業を行っております。採用につきましては、申込者の世帯状況の収入を確認して、収入の少ない方から従事していただくようにしておりますが、特に収入の上限額というところの具体的な金額は設けていないところでございます。

○畠堀委員

特に、対象者となる方が低所得者ということで条件がついておりますので、このあたりについては十分な配慮も必要かなというふうに思いますが、今お話がございましたように、60歳から80歳という形になりますと、高齢者という定義でいくと、最近ではいろんな社会保障の制度も65歳というような形で上がってきておりますし、片やでシルバー人材等の取り組みの助成もされておりますので、そのあたりの年齢的な考え方、そしてほかの制度との整合性についてどのようにお考えなのかを教えていただけたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

この事業の対象者は、この事業は取り組みの長い事業で、当時から60歳以上

の方を対象としていることで事業を取り組んでおります。現在のところ、特にこの年齢条件をどうするかということについては、今、検討はしていないところでございます。

○畠堀委員

事務事業評価の中では、最重点化事業ということで、評価については改善をというようなことの評価になっておりますので、事業の内容そのものについては特に問題があるとは思いませんけれども、社会の環境の変化に合わせて、他の制度との整合性というものも見ながら、運営をお願いしておきたいというふうに思います。

○森戸委員

決算書の103ページだろうと思いますが、項目では上がっていませんので、老人福祉費の中にゲートボール場の管理についてあるかと思えます。金額が少ないので表には出ていませんが、25年の決算だと3万2,000円上がっていて、28の施設があつて、利用状況を確認し、関係者と協議を行い、実態に応じた管理を行うということだったのですが、25年の決算に基づいて26年度はどのように対応したのか、お聞かせをいただいたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

利用実態につきましては、昨年度、28施設の利用団体の方に直接確認をし、その結果、現在も利用されておられる施設というか、箇所数は2カ所でございます。そのほかの今現在利用されていない場所の管理等については、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○森戸委員

その部分をもう一回お聞かせいただけますか。2カ所の部分はわかったのですが。

○中邑高齢者支援課長

そのほかの部分については、現在、何も利用もされておらない状況です。ですから、今後の管理については、今後どのように管理していくかというところを検討してまいりたいと思います。

○森戸委員

利用されていないところの所有者はどこなのか、今の2カ所の利用している

ところの所有者は誰なのか、その辺のところはどうなっていますか。

○中邑高齢者支援課長

まず、現在利用しているところの箇所、光市有地なのですけども、所管としては福祉保健部になっています。そのほかのところにつきましては、多くは光市有地ですけども、それぞれの所管が担当しているところでございます。

○森戸委員

だから、多くで光市の所有のところなので、それは所管が適正に管理する、これは当たり前のことですね。何か問題があるのですか。検討を考えるとか、先のことについて考えるとか、どういう意味合いなのか、ちょっとよくわからないので、その辺も教えてください。

○中邑高齢者支援課長

そのあたりにつきまして、所管課と協議を進めておりませんので、今後どのようにしていくかは所管課との協議が必要になってくると考えております。

○森戸委員

今後どのようにしていくかという、今後を考えないとできないものなのか。というのが、何も使われていなかったら、そのままどうぞということではないかと思うのですが、何か所管に話しする段階でクリアしなければならない問題があるのですか。

○中邑高齢者支援課長

まだ、利用実態を各所管課に報告していない段階であるということでございます。

○森戸委員

私がよくわからないのは、25年度の時点で利用実態は調査して、その年にすぐ行うものと思ったのですね、そういうことは。また、年度を変えて、また検討するというのがよくわからないのですけど、その辺がわかるように教えていただくといいのですが、何でそんなに時間がかかるのですかというのが不思議なところなのですが。

○中邑高齢者支援課長

利用状況の確認は、26年度を中心に行いました。場所によっては、ゲートボ

ールの当時の備品等や構築物とかが残っているところもございます。その辺も含めて、検討していかなきゃならないかというふうには考えております。

○森戸委員

わかりました。お願いいたします。

それと、主要施策の成果の76ページの災害時の要援護者のところなのですが、登録率は26年度は23.3%ということで、昨年が22.9%だったということで上がっていると思いますが、登録率なのですが、他市と比べてどうなのですか、光市の場合の登録状況というのは、その辺のところがわかれば教えてください。

○中邑高齢者支援課長

登録率の他市との比較ということなのでございますが、要援護者の対象者を近隣市に確認をしましたが、本市と近隣市で対象者が異なります。本市の場合は、ひとり暮らし高齢者、あるいは75歳以上2人高齢者、重度の障害者という条件にしておりますけども、それぞれ各市によって対象条件が異なりますので、一概に率で他市との比較というのは難しいところでございます。

○森戸委員

他市とでなくても、一般的に聞いているだけなのですが、高いのかどうなのか、その辺も何とも言いようがないので、どうなのかなというふうに単純にお尋ねをしてみただけなのですが、わかりませんよね、そんなことはね。わかりました。比較ができるものなら、比較を是非して見ていただけたらと思います。

登録をされないケースが当然あるわけなのですが、登録されないケースにしても、例えば誰かがわかっているとか、地域の例えば自治会長さんは把握しているのかとか、施設が把握しているのかとか、市が把握しているのかとか、登録されないところが一番危ないだろうと思いますので、その辺の把握の状況はきちんとされているのですか。

○中邑高齢者支援課長

登録されていない、全体の対象者の把握については市では把握をしております。また、高齢者等につきましては、各地区の民生委員さん等も把握をされているところがございます。

○森戸委員

登録されないケースでも、きちんとした把握がされているということなので

すよね。であれば、納得をいたしました。

決算書の107ページ、憩いの家についてなんですが、憩いの家について、大和憩いの家の11施設については、25年の決算では利用実態の把握を行うということだったのですが、26年度はそれをどのように把握をして、どのように反映をさせたのか、その辺のところがあれば教えてください。

○中邑高齢者支援課長

利用実態につきましては、各施設の管理者に確認をさせていただきまして、年間の利用状況等について、人数、用途等について確認をさせていただきました。今後の施設のあり方については、今まだ検討課題となっているところでございます。

○森戸委員

把握をして、その年に、26年度ですよね、そういうアクションを起こされるかなと思ったのですがその辺はどうなのですか。起こされなかったとしたら、なぜなのですかね。

○中邑高齢者支援課長

まだ、現在、実際の利用者、利用地域のほうに対しましての市のほうから今後の施設のあり方についてのお話というのとはしておりません。各11施設によって利用状況も違いますので、それぞれについてどうするかを今後検討していきたいと考えているところでございます。

○森戸委員

了解しました。これは私がどうのこうの言っているのではなくて、皆さんが自分たちで評価をされた部分に関して、どのように動いているかというのをチェックさせていただいているだけなので、そのとおりに動いていただいたらと思います。

○磯部委員

主要施策の成果のところの75ページのところで、先ほども御説明がありましたけれども、緊急通報の利用状況もよくわかりました。ただ、事務事業評価のシートの中に、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加に伴って、設置台数が年々増加していると、虚弱な高齢者などの生活の安全を確保する観点から必要な事業ではあるけれども、今後、さらなる設置台数の増加が見込まれることから、費用対効果なども考慮し、効率的な事業運営について検討する必要がある

というふうに書いてあるのですけれども、これはたしか私の記憶では、旧大和町と光市のそのものが違ったような気がするのですね。そのあたりの課題があるのかなど。それよりも、今書いてある中で、ほかにどのような課題があるのかなど、そのあたりを確認させてください。

○中邑高齢者支援課長

今、委員さんおっしゃられましたように、大和地区と光地区で、合併以前の経緯の中から、違う方式をとっている部分が一部ございます。問題はそこも含めてなんですけども、こういった目的を持った事業は県内各自治体でも取り組んでおられます。光市と違う方式でやっておられる自治体もありますので、その辺も研究し、目的の中で、より経費が余りかからない方式に移行できるかどうか、そのあたりを研究してまいりたいといったところでございます。

○磯部委員

わかりました。今後、独居の老人の方もふえていく中で、そのあたりを整理されて、今後、見直していくということで理解をいたしました。

説 明：杉岡子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

決算書の112ページのみinnなでハッピーバースデー子育て応援事業というものがああるのですが、これは主要施策の成果のどこかのページにあったと思うのですが、84ページのクのところ書いてありますけれども、この事業で協賛事業所があるということなのですが、12事業所に協賛をしてもらって、特典シートを配付ということだったので、この成果はどのようなのですか、事業所での利用度合いというのですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○杉岡子ども家庭課長

12の事業所に対して、アンケートをとらせていただきました。回答率は、該当事業所が8社ということで、67%の回答率でございますが、利用があった事業所が5社、利用なしが3社ということで、実際に使われていない事業所もあるわけではございますが、肯定的な意見でアンケートに答えていただいた中では、そういったお子様がある家庭に対して、事業の案内ができるということ

は、ありがたい、また特典シートを見られて、初めて来店された方もいらっしゃるということで、そういった事業所のPRはできていると思っております。

ただ、利用が少ないということもありましたので、もっとPRできるような形がとれれば思っております。

○森戸委員

出生時、1・2歳の誕生日の子供に対して毎月ですから、年間でいうと相当な人数、300人ぐらいには特典シートをお配りしたのですよね、結局のところ。5社でどのぐらい使われたのでしょうかね。何百人かにお送りしたわけですよね、応援特典シートというのは。

○杉岡子ども家庭課長

それぞれの事業所さんで、どのぐらいのお金が使われたかというところまでは調査をしておりませんので、資料がございません。

○森戸委員

それもそうなのですが、どのぐらい配ったのですか。

○杉岡子ども家庭課長

26年度でございますが、1,064枚を配らせていただいております。

○森戸委員

1,064枚というのは、これは何枚つづりかなんですよね。1枚とかというわけじゃないでしょう、その辺はどうでしたっけ。

○杉岡子ども家庭課長

特典シートは1枚に業者名が全て載っておりますので、1枚をお配りしたということでございます。

○森戸委員

わかりました。この事業は、今もやっているのですよね。ということでしょから、もうちょっと精査をしていただきたいなと思いますね。続けるにしても、もうちょっと把握をもっとしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、決算書の113ページのひとり親家庭の新入学児童学用品給付、これは昨年度と大幅にというか、ふえているわけなのですが、これは今までランドセ

ルではなかったかと思いますが、恐らくランドセル以外に対しての用品の給付も始めたのであろうと思われるのですが、その辺のところを確認させてください。

○杉岡子ども家庭課長

ただいま御質問がありましたひとり親家庭の新入学児童の学用品の給付でございますけど、26年度と25年度を比較しますと、約5万円ちょっとふえております。実際に、委員さんからはランドセル以外にもではないかというお話でございますけど、ランドセル以外のものではございません。

というのが、近年、A4サイズの教科書が主流になってきておりまして、25年度まではA4フラットファイル対応可能なものにしておりましたが、26年度からA4のフラットファイル対応に変えましたので、単価が若干上がっております。

○森戸委員

わかりました。これはランドセルの分じゃないのですよね。ランドセルとクリアファイルが何か関係があるのですか。私はよくわからないのですがね。フラットファイルとクリアファイルというから、よくわからなくなってきたのだけど。

○杉岡子ども家庭課長

ランドセルの規格で、フラットファイルが入る規格のものに変更した関係で、単価が若干上がっております。

○森戸委員

わかりました。了解しました。

それと、主要施策の成果の87ページで、自立支援訓練給付金、決算書であれば113ページ、9,800円しか上がっていないのですが、1件1万円という少なさというのですか、これはどういうふうに理解をしたらいいのですかね。応募をする人がいないのか、講座自体がうまく対象に向けていい講座がないのか、PR不足なのか、その辺のところがわかれば教えてください。決算書の113ページの自立支援教育訓練給付9,800円と、主要施策の成果で言えば87ページの真ん中ですね。

○杉岡子ども家庭課長

自立支援教育訓練給付金でございますが、例を申し上げますと、ヘルパーの

資格を取られるというような場合に、そういった給付金を出すわけでございますが、現在、ハローワークでそういった訓練給付というのをやっております、そちらのほうに移行しておりますので、市の自立支援金を活用される方が少なくなっているという状況でございます。

○森戸委員

ちょっと今のじゃわからないのですが、そちらでハローワークのほうでは多くの方が訓練をされていらっしゃるのですか、その辺の比較。要は、1件しかないので、実際のところはどうかかなというのを把握したいだけなのです、ハローワークでは多数やられているのであればそれでいいです。

○杉岡子ども家庭課長

ハローワーク自体での実際の訓練の受給者の人数というのは私どもで今把握しておりませんので、申しわけございませんが、私のほうで調べさせていただいて、御回答させていただきたいと思います。

○森戸委員

自立支援の教育訓練給付金というふうに書いてあるわけですから、ハローワークのほうでやっているというだけじゃ、ここに上げている理由にならないといえますか、ちょっとお伝えをしにくいのですが、せっかくこういう項目を設けているわけですから、もっと使って、自立に向けて持っていくというのが制度としての方向性だと思いますので、ハローワークのほうでしっかりできているのであれば、それはそれでいいと思いますので、どちらにしても自立支援の方向に向かうように行っていただきたい、把握もしていただきたいと思います。

それと、決算書の115ページなのですが、子育て支援センター管理運営事業ですが、これについては事務事業評価を見ていっても、利用頻度というのですか、年間の利用頻度が年々下がっているというふうに思われるのですが、その辺のところについて、まず開設日数と時間帯というのですか、土日はどうか、何時から何時までなのか、その辺のところを教えてください。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○杉岡子ども家庭課長

チャイビステーションの開所は月曜日から土曜日、それで休みの日が日曜日、祝日、年末年始ということになっております。利用時間は9時半から17時までということで、原則無料でやらせていただいております。

○森戸委員

主要施策の成果の91ページに利用状況が出ているのですが、1万5,000から1万3,000というような流れなのですけど、利用について、市内、市外、その辺の利用というのはわかるのですか。市外の方がどれぐらい、市内の方が、ちょっと聞いてみるだけなののですが、わからなければわからないで結構です。

○杉岡子ども家庭課長

申しわけございません。資料を持っておりませんので、今、即答はしかねます。

○森戸委員

徐々に減ってきているというふうに、当然数から見ればそうなっているのですが、その辺のところはどのようにお考えになられていらっしゃるのですか。

○杉岡子ども家庭課長

先ほどの決算の説明の中にもございましたように、確かに年々利用者が減っております。そうはいいまして出生数が少なくなって、だんだん子供さんが少なくなった部分もございしますが、なかよし広場等でいろんな講座を開いており、例えば、親子でできる遊びの紹介とか、季節にあわせた行事をじっししておりますので、その辺のイベントの充実を図ってまいって、そういった中身の充実ということで、利用者の増加に努めたいと考えております。

○森戸委員

了解しました。利用者の増加に向けて、よろしく願いいたします。
以上です。

○磯部委員

今、チャイベビのことを言われていたので、指摘をしておきたいと思うのですが、非常に周辺市町からも光市のチャイベビは使いやすいということで、他市からも来られているというのをよく聞きます、以前から。非常にいい空間なので、今後、課題としたら、あそこで待ち合わせて、市内の帰省している人たちがあそこで待ち合わせて遊ぶということを、ちょっとそういうものがないという、そうではなくて、ふらっと来て、そこでお友達をつくるという、そういう趣旨というふうな認識で言われたことがあるというふうに聞いたことがあるので、とりあえずあそこに集まる、非常にいい空間ですから、どん

どん積極的に、余り規制をかけずに、そういうチャイベビステーションで、お母さんたちが帰省されても市内のお友達があそこで待ち合わせても、何か子供たちが憩えるような、そういうふうにするともっと数がふえるのではないかと考えております。非常にいい場所だと思っておりますので、今後も皆さんの積極的なそういうものが輪が広がるように、そこはよく注視していただきたいというふうに感じましたので、一言添えさせていただきます。

私の質問に入ります。いいですか。

主要施策の成果でありましたら84ページ、未来のパパママ応援事業についてであります。3年間、25年度まではモデル的なところで1校並びに2校、3年間をかけて未来のパパママ応援事業をやられました。非常に効果の上がる、そういうものであるというふうに、教育長も学校現場では非常に子供たちがよくなって、意識の変化とか、心の変化が出てきたというふうに、大きな成果があるというふうにお聞きしております。

そして、光市としては26年度から全校、市内5校のそういうところに全部同じようにはできないけれども、そのような事業を少しずつでもいい影響が出るようなことをやりたいというような形で進められたと思いますが、そのあたりのすみ分け、どういうふうな事業の展開をなさったのか、まずはお聞きをしておきたいと思っております。

○杉岡子ども家庭課長

今、委員さんから、未来のパパママの状況は、モデル事業から26年度から5校全校一斉に実施ということで御説明いただいて、ありがとうございました。

26年度から全ての学校で実施しており、カリキュラムというのは6つの講座がございます。6つの講座を指定校以外の学校は2つを選択ということで実施をしております。

26年度実施のアンケートをとっておりますが、比較いたしますと、6講座全てをやった学校としていない学校でありますと、赤ちゃんが好きになったとか、自分を愛するといいますか、アンケートでは指定校と指定校でない学校を比べますと、6つ講座をやった学校のほうが全て高い数値をなっておりますので、26年度からはそういった6つの講座を全てやっという形で、講座の充実をさせていただいたところでございます。

○磯部委員

26年度からは全ての中学校にある一定の取り組みができるようにやられたというふうに私も認識していたのですが、全てが6講座、1クールが6回というのは違うのではないかと思うのですが。ですから、指定校を1つ決められてや

ったのか、2つ、今までどおりにやったのか、それ以外は2講座なり、その比較が26年度で私は出たのではないかな、その影響で27年度に向かわれていると思うのですが、26年度のことを聞きたかったのですが。

○杉岡子ども家庭課長

大変失礼しました。27と混同しておりました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○杉岡子ども家庭課長

26年度につきましては、市内全中学校5校を対象に実施をしております。なお、カリキュラムにつきましては6講座を基本に構成しておりますが、5校全て実施となったことから、5校の中で1校、指定校を設け、指定校では6講座を全て実施、その他の学校ではピックアップした2つの講座を実施する内容としております。

そういった中で、成果としまして、指定校におきましては、そういった事業前後のアンケートの結果を比較しますと、実施後につきましては、赤ちゃんが好きになった割合が89から96%へ7%増加、自分が好きになったという割合が65から72%へ7%増加し、そういった意識の醸成という一定の効果が得られたと考えております。

○磯部委員

それは、3年間で、この講座が非常にいいという結果は25年度までで出ているのですね。私が今聞きたいのは、指定校1つが6回カリキュラム、私としてはこれが全部やってほしかったのですけれども、なかなか人件費とか、受け入れる対応ができないということで、今回全部をやって、やり方は違ってもやっていただくということは非常に前向きな結果なのですが、私がここで聞きたかったのは、6回やったところとほかの4校の差がかなりあったのではないかなというふうに私は所管では感じていると思ったので、そこを聞きたかっただけなのです。済いません。

決してあれではないので、6回はそういうふうに自己肯定感があったり、そういうのは今までもモデル校2校とやっておりますので、非常にいい事業なのですよ。これをあとの、指定校だけではなくて、27年度もそういうふうな形でやっていただいているといいのですが、ほかの4校はピックアップして2講座だけとか、3講座目は自習的な学校でやるとか、これは全てそろわないと、余り成果が出てこないということを私は言いたかっただけなのです。

ですから、26年度のそのあたりの指定校と4校の違いを現場の人たちはしっかりとそれは理解していただいていると思いますので、なるべく指定校をふやせるような何かものできないのかなというふうに私は分析したかったものですから、それを回答でいただきましたかったのです。済いません、わかりました。

お願いしますね、せっかくだいい事業ですから、そのあたりの分析を今後の次の課題に必ず成果として上げていただきたい。これは子供たちの思春期にかかわる、命の問題にもかかわるので、私は、ここは十分にやっていただきたいということをお願い申し上げておきます。

そして、主要施策の成果の86ページから87にもあるのですけれども、ここにもあります、今さっき紹介のほうにも出ていましたけど、ここは虐待者別の件数など、その数字を見ても非常に実の父親であったり、実の母親であったり、そのあたりのことの数字も非常に多いというのか少ないというのかはわかりませんが、非常に悩ましい問題があるのだなというふうに思っております。

実務者会議などの件数なども非常に気になる場所ですけれども、ふえ続けている虐待について、デリケートな部分ですから、今、担当所管の専門家の人たちと一緒にやっておられるというのは十分承知しております。その中で、そのような状況の現状の問題点、そのあたりの課題というものがわかれば、教えていただきたいなというふうに思っております。

○杉岡子ども家庭課長

今、虐待の関係でお話でしたが、虐待の通告とか相談があればわかるわけなんですけど、なかなかそういった児童虐待等につきましては家庭内ということで、外からはなかなか見づらい状態がございます。家族、親族からの相談から発見できるケースというのは、ほとんど全体の約1割程度と言われておりますし、そういった中で周辺地域の方も含めてですが、そういった見守りによるそういった子供さんを見逃さないように早く気づかれたら、現在は相談センターがございますので、そちらのほうに相談をいただけたら、早期解決が図れると思っておりますのでございます。

○磯部委員

今、光市はそのあたりの連携が非常によくできてきておりますので、そのあたりのデリケートな部分は、今後、水面下でいろいろ解決のそういうものがあると思いますけれども、私はただ現状の課題、問題点というものを常に現場の方たちは把握していただいているらっしゃると思ったので、そのあたりを教えていただきましたかっただけなので、連絡網とか、そのあたりの体制は十分に今から連携がとれて、やっつけらっしゃるというふうに思っております。

次にいきます。91ページの主要施策の成果、先ほどチャイベビでもありましたけれども、今のお母さんたち、どうしても核家族化がふえて、1人で抱え込んでしまったり、それで精神的に窮屈であったり、そういうことがこういうところに来ると非常に解き放たれたように自由にいろんな相談ができる場所である、私は貴重なところだと思っているのですね。その中で、先生方が一生懸命相談なんかも受けていらっしゃると思っております。

その中で、今、時代の流れとともに、相談の内容というものがどういうものが多く上げられているのかなというのをこの表だけではわからなかったので、このあたりもわかればと思ひまして、質問させていただきます。

○杉岡子ども家庭課長

相談内容の詳細でございますけど、育児に関する相談の中では、トイレトレーニングというものが一番多くなっております。数で言いますと35件、続きまして言葉のおくれ等の発達の課題ということで相談が28件、小さい子供さんの反抗期、夜泣き、人見知り、断乳、睡眠などの発育に関する相談では、虫歯・歯磨きについてが16件、偏食15件のほか、予防接種、便秘、育児不安とか、育て方がわからないというようなものなどがその他の相談の中では、保育園、幼稚園関係の相談も51件という状況であります。

○磯部委員

ありがとうございました。

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

まず、事務事業評価の273ページの健康増進事業ということで、がん検診の各種検診事業が上げられておりますけども、この中でがん検診の推進事業ということで、26年度の実績といたしましては660万円の金額が上がっております、受診率8%というふうになっております。受診率の推移を見ますと、過去3年間で、どちらかというとも3年間減少傾向にあるわけですが、がん検診推進事業、先ほど御説明いただきまして、子宮がん等の無料クーポンの配付ということで説明がございましたけども、この傾向についてどのようにお考えになっておられるのか、御説明いただけたらと思ひます。

○柏木健康増進課長

がん検診推進事業は、先ほど決算の説明で申し上げました国庫補助事業を活用した子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診を全額公費負担で実施したものでございます。主要施策の101ページに計上しておりますが、国庫補助部分については平均約8%の受診率ということでございます。

がん検診全体で言えば、市が行うがん検診事業、合わせて、先ほどの割合で言いますと、若干では上がっていますというお話をしたんですが、国庫補助事業対象分の再掲部分に関して申し上げますと、これだけを見ると決して上がっているとは言えないのですが、クーポン対象者でございますので、無料でも受診されないということは、就業していた人、もしくは本当に関心のない方なのかなと推測されます。

○畠堀委員

確認なのですが、今の推進事業の数値を見ますと、事業費としてはふえているわけですが受診率は下がっている、これは率ですから、受診者はふえているのかもしれませんが、その点との関係として、少し数値の動きについて疑問を持ったもので伺ったのですが、その点のところは先ほどの説明ということでよろしいのでしょうか。

○柏木健康増進課長

26年度は、がん検診推進事業の対象者が変わっております。子宮頸がんについては20歳及び過去4年間、無料クーポンを送った方の未受診者の方、そして乳がん検診については40歳及び過去4年間、無料クーポン未受診者の方、というように対象者が変わったり、そのあたりも影響しているものと思っております。

○畠堀委員

わかりました。今、26年については母数がふえたからということで、理解いたしました。

がん検診については、これまでも地道な取り組みということで、成果があらわれてきておるというふうに思いますが、事務事業評価の中では、今後、集団検診から個別検診への移行の推進を進めていくのだというような今後の改善方向が示されておりますが、こういった方向性についての背景についてはどのようにお考えなのか、教えていただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

集団検診から個別検診へ移行の方向性につきましては、かかりつけ医を持つ

ことによつてがん検診の受診率をアップしよう、そして病院、医療機関委託の個別検診によつて、セット検診ということが可能になることから、受診しやすい環境づくりをしよう、そしてかかりつけ医を持つことで、毎年受診できるような体制を整えたいということから、推進しております。

○畠堀委員

地域包括ケア等も進む中で、かかりつけ医という考え方というのがより一層重要になってくるのだと思いますけども、特に医師会との連携も含めて、ぜひがん検診の向上に向けてお願いしたいというふうに思います。

続きまして、同じく事務事業評価の283ページなのですけども、こちらのほうには不妊治療助成と不育治療について記載がございます。こちらの制度については、いずれも当事者としたら非常に困っておられる制度だと思いますし、大変、光の制度として有意義な制度ではないかというふうに考えておりますが、特に不妊治療の助成については利用者もふえておるということで、成果が出ているというふうに評価はされているわけですけども、評価としてBという形で評価されております。

これはもっと潜在的な方もおられるのではないかと思います、今後の課題としてはどのようなことを考えておられるのか、教えていただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

不妊治療費助成の今後の課題ということではありますが、不妊治療におきましては、年齢が低いほど、また治療を早く開始するほど効果が上がることから、引き続き市民及び専門医等へ制度の周知をしてまいりたいと考えております。

○畠堀委員

この経緯を見てもみますと、特に26年度については対象者の数も急激にふえておりますし、かかる費用もふえているわけですけども、そういった観点からすると、予算の増額というようなことについてのお考えはないのでしょうか。

○柏木健康増進課長

全体的な予算は、前年度の実績をもとに大体割り出しておりますので、増額していきませんが、1件当たりの制度の内容を今のところ変えることは考えておりません。

○畠堀委員

了解いたしました。

次に、不育治療のほうですけれども、こちらのほうもなかなか難しい問題だというふうに思います。これも始めて2年目を迎えて、26年度では1件という形で上がってきているわけですが、このたび、私もよくわかりませんが、潜在的な対象者、これは瞬間的な形になるかもしれませんが、このあたりについてはどのように捉えられているのか、その辺の考え方について教えていただけないでしょうか。

○柏木健康増進課長

不育治療費助成につきましては、市民に対しましては年間4回市広報、またはホームページやメールマガジンに掲載のほか、県内産婦人科、医療機関全てに本制度に関する説明資料を送付するとともに、市内産婦人科病院においては直接出向いて、ポスターやチラシによる啓発の依頼、対象者の漏れのないようお願いしているところでありまして、周知はできているものと考えております。実際には、需要が少ないものと考えております。

○畠堀委員

わかりました。しっかり周知をいただいた上で、潜在的な需要が少ないのではないかということもありましたけれども、なかなかこのあたりは表に出ないところもあると思いますので、引き続きの取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、同じく事務事業評価の307ページなのですが、こちらのほうでは休日診療所の運営事業について記載がございます。こちらのほうにつきましては、昨年度に比べて金額について増額されているわけですが、その中身を見ても、先ほど事業用の備品購入についての御説明がございましたが、特に医療材料費についても前年に比べて大幅な金額増ということになっているわけですが、このあたりの背景について御説明いただけないでしょうか。

○柏木健康増進課長

経費の増額でございますけれども、主なものは、決算の説明で申し上げました診療業務等の委託料2,023万7,000円、そして一般X線撮影装置を更新した事業費の備品購入費236万6,000円のほか、看護師の賃金の230万円、医薬材料費430万5,000円などがございます。

今年度、医薬材料費が増えた理由は、インフルエンザが流行したために、医薬品と、検査キットが多く要ったためでございます。

○畠堀委員

説明ありがとうございました。

○磯部委員

済いません、簡単に2点だけ確認をさせていただきたいと思います。

主要施策の成果におきましては102ページ、こちらの福祉の関係の職員の皆さん、本当に心の健康づくりということに、細かいことではございますが、積極的な取り組みをなさっていらっしゃいます。その中で、心の健康づくりのイのところで、癒しのカウンセリング、先ほども御説明がありましたけれども、非常に特に30歳以上の女性の利用が多くなっているということのそのあたりの理由というのは少しお知らせをいただきたいなと思っております。

○柏木健康増進課長

癒しのカウンセリングについての御質問でございますが、毎年、相談者の年齢や男女比等、傾向は変わりますけれど、本年度につきましては17回、延べ17人の人が利用されております。内訳を申し上げますと、10代、20代が各1名、30代から70代まで各3名ずつの方が利用されておまして、男女比で申し上げますと、男性は60代の方が1名で、あとは全て女性でございました。そういうことから、30代以上の女性の利用が多くなっているという分析をしております。この中で、相談に来られて、精神科や他機関に紹介するなど、フォローケースが6件あった状況であります。

今後も引き続き、市広報やメールマガジン、公共施設やスーパー等にPRのカードを設置などして、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○磯部委員

非常に見えにくいところではありますけれども、とても大切な部分だと思いますので、引き続き今後もそのあたりを周知徹底していただきたいというふうなお願いをしておきます。

そして、最後ですが、主要施策の成果の106ページから107ページにあります産後うつの問題、またそれに付随する長年やってこられたこんにち赤ちゃん訪問、本当に母推さんと保健師、担当の方がこのあたりの問題点を早期に解決するために、地道な草の根的なことをやられていると思いますけれども、このあたりの現状の課題なんかを教えていただけたらと思っております。

○柏木健康増進課長

本当に、光市は母子保健推進員さんの活動がすばらしく保健師と連携して訪問することで、サービスが市民に十分届くようにやっております。新生児訪問・乳幼児訪問時の時、保健師による産後うつチェックをしております。産後うつ予防事業の今後の課題としますと、結果につきましては、母親の出身地や職業、児の発育等に大きな差がありませんでしたが、訪問時点の栄養方法が母乳の方が産後うつ傾向の人は57.9%、全体では74.2%であり、母乳栄養のほうが低い傾向ではありました。母乳育児への不安や悩みが産後鬱傾向の原因となっている方もありまして、授乳に対する支援は引き続き重要であるというふうに考えております。

また、若年産婦から高齢産婦まで年齢層はさまざまでありまして、家庭環境も複雑な方もふえているために、妊娠期から気になる人のフォローが今後より重要であると考えられ、産後できるだけ早いフォローと、課内関係機関、子ども相談センター等もありますので、そうした関係機関との情報共有、継続支援を今後も続けて、産褥期精神病の予防に努めていく必要があると考えております。

○磯部委員

このあたりの連携は、非常に見えない部分ですけれども、充実してやっていただいていると思っております。特に、今、課長がおっしゃったように、産後うつというのは誰にでも起こり得ることであると思しますので、このあたりのフォローというものが核家族化の中でなかなか問題が、指摘が今ありましたけれども、引き続き光市の優位性として、私はここに力をしっかりと入れていただきたい、専門家の育成なんかも含めて、今後も取り組んでいただきたいということを切にお願いを申し上げて、以上で終わります。

○木村（則）委員

成果の94ページになりますが、生活保護費の中の扶助費に関してお尋ねしてみたいと思います。

現在、被保護者が上昇傾向にあるというのは一定の理解をしているのですが、その中で就労の促進に関してお尋ねしてみたいと思います。

今、被保護者の中で、働ける状態にある人というのはどのぐらいの割合いらっしゃるのでしょうか、まずそのあたりから確認させてください。

○杉本福祉総務課長

大体の数字でございますが、稼働年齢層、15歳から64歳までが190人ぐらいおられまして、就労対象者としては30名弱です。

○木村（則）委員

稼働年齢は15歳から何歳、それと全体で言うと大体何割ぐらいなのですか。

○杉本福祉総務課長

稼働年齢層は15歳から64歳までを対象としています。約190人ですから、被保護者約450人として、約40%です。

○木村（則）委員

その中で、扶助費の下のほうに、働く意欲がありということが書かれているのですが、これはどういう確認をされているのですかね。

○杉本福祉総務課長

本人同意のもとで就労支援の確認はします。病気の方など就労阻害要因がない人で、就労意欲がある方を対象としています。

○木村（則）委員

ちょっと僕はよく理解できないのですが、先ほど働ける状態にあるという方の割合をお示しいただきましたけれども、その人たちは全員働く意欲があるということでしょうか、基本的には。

○杉本福祉総務課長

その中でも、就労阻害要因ある、病気の人などを除きまして、対象者としては30名ぐらいです。

○木村（則）委員

でも、働ける状態にあるというのは、ある程度、心身が健康であるということなのでしょうから、稼働年齢層の中で働ける状態にあるということだろうと思うのですが、わかりました。

ハローワークと連携しながらということですが、今現在は行政職員のほうで対応しているのですか、それとも社協のほうに委託しているのでしょうか。

○杉本福祉総務課長

平成27年度は生活困窮者自立支援事業を行っています。26年度につきましては、その準備事業として行いました。

○木村（則）委員

改正を行って、27年度からは自立支援に伴って、社協が今年度から行っているということですかね。

○杉本福祉総務課長

生活保護者の就労促進につきまして平成27年度では生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労支援事業において、臨時職員を置き窓口を開設しています。平成26年度につきましてははまだ対応していませんでした。

○木村（則）委員

わかりました。

最後に、今は臨時職員で対応ということですが、具体的にどういう被保護者に寄り添って、ハローワークとの連携を行っているのでしょうか。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○木村（則）委員

改めて、最後の質問になりますけれども、就労支援ということで26年度の実績と、あわせて課題等があれば教えていただきたいと思います。

○杉本福祉総務課長

平成26年度には、被保護者を対象とする就労自立給付金事業というのがあります。生活保護から自立するときに、税、社会保険等の負担が生じるため、自立直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることがないことへの防止を図ることを行いました。平成26年度においては、2名が就職した際に、税の負担を生じるための給付金を支出していますので、一応2名が就職という形です。

○木村（則）委員

課題ということもお尋ねはしたのですが、その2名が結果として廃止になったというのには結びついているわけではないのでしょうか。

○杉本福祉総務課長

平成26年度においては一応廃止という形で、就職していますので、以降については、平成27年度に例えば辞められて、また生活保護に申請される可能性はあると思います。

○木村（則）委員

最後に、これはなかなか難しい質問だと思いますが、先ほどの就労支援の難しきですよね、課題はどのように認識されていらっしゃるのでしょうか。

○杉本福祉総務課長

一番の課題は、長い間生活保護にいらっしゃったので、高齢の方もおられますし、いろいろな病気の方もおられますが、まず、就労意欲を引き出していくということがケースワーカーと就労指導員の役目だと思っています。

○近藤福祉保健部長

稼働、要は働ける人たちは、そこその人数はいるのですけれども、やはり難しいのは、彼らの尊厳を尊重しなければいけない。単純に仕事さえ宛てがえれば、生活保護脱却できる、ただこれをずっと前面に押し出してやるのは実際には無理です。

というのは、ずっと生活保護から脱却するには、それは継続されなきゃいけないわけですから、本人に合った仕事というものも尊重して選んでいかなきゃいけない。そうすると、単純に仕事があるから、すぐこれをやりなさいというような一方的なやり方ができない部分があります。その辺で、今まで長い間、生活保護にいらっしゃった方などは、その辺がなかなか難しいところがありまして、そう簡単に成果に結びついていないという実態もあります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加認定第9号 平成26年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3. 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について（環境部所管分）

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

環境政策課なので、光市政策工程表の40ページに、新たな資源エネルギーの研究が行われているのですが、これ、いつから行っているかわかりませんが、どのよう研究を行ったのか、お知らせをいただけたらと思います。

○山根環境政策課長

新たなエネルギー資源の活用方策の研究につきましては、平成26年度から光市地球温暖化対策地域協議会との共催で、広く市民の方を対象としたセミナーを開催し、持続可能な社会づくりに向けた市民意識の醸成を図ってきたところでございます。

○森戸委員

いやいや、セミナーを開催したのはわかるのですが、研究は何を行ったのですか、中身は。成果。

○山根環境政策課長

セミナーの中で再生可能エネルギーのいろいろなお話を聞きながら、本市の特性に合った再生可能エネルギーの活用方法について今後の方向性を探っていくという研究でございます。

○森戸委員

2回やられたのですから、それなりの何かしらのものは出て来たのではないのですか。

○山根環境政策課長

セミナーを2回開催し、1回はもう開催をしておるわけですが、もう1回、市民の方を対象にした視察を開催いたします。

この方向性については28年度の予算に反映をしていきたいと思っております。

○森戸委員

濟いませぬね。そのセミナーはどのような内容で、どのぐらいの人数が来られたのですか。

○山根環境政策課長

セミナーの内容と参加人数でございますが、平成26年度の1回目が、山口大学の福代先生に「私たちの暮らしと再生可能エネルギー」と題したお話をさせていただきました。30人の参加をいただいております。

第2回目が、中国経済産業局エネルギー対策室室長補佐に「再生可能エネルギーの普及の現状と国の政策動向」についてお話をさせていただき、34人の参加がありました。

また、本年度につきましては9月の1日に「水素エネルギーを活用したまちづくり」と題して、本年8月4日に水素ステーションをオープンさせた周南市から講師をお招きし、周南市における水素活用の取り組みや今後の計画などをお話させていただき、37人の参加がありました。

また、10月19日に北九州次世代エネルギーパークや風力発電、エヌエスウインドパワーひびき、それから北九州市市民太陽光発電所を視察する予定にしており、現在26人の方の参加希望をいただいているところでございます。

○委員長

山根課長、27年度は結構ですから。

○山根環境政策課長

そうですか、濟いませぬ。

○森戸委員

よくわかりましたので、28年に何らかの成果と言いますか、が出るようによろしく願います。

○磯部委員

1点だけ確認させてください。

主要施策の成果の115ページ。そんなにたいしたことではないのですけれども、下から7行目、最後の下りですけれども、中小河川のうち、松原川、江ノ川及び本町住宅排水路測定点については、依然としてBODの数値が高い状況にあると。この高い数値、状況にあるとどのような影響があつて、これをどのよう

に行うという考え方なのかを少しお聞きをしておきたいなと思ひまして、質問させていただきます。

○山根環境政策課長

この測定地点においては、家庭用排水等が流れ出る関係で、高いのだと思ひますけれども、全体の流量が少ないので数値が上がっているという状態で、海に枯れ出たときには、そんなに大きな影響はないと思ひております。

○磯部委員

大體理解はできているのですけれども、このBOD、ここに書いてある生物化学的酸素要求量と、非常にわかりにくいところではあるのですけれども、では、今の課長の回答から言えば、この数字は上がっているけれども、生活の中ではあまり支障がない状況であるという理解でよろしいのですね。

○山根環境政策課長

実際に人の生活には影響がないと思ひます。これを改良していくには、下水道や浄化槽の整備を進めていく以外にはないと思ひております。

○磯部委員

今、着々とこの辺りも下水道の整備を行っていただいておりますので、また数字的なものは変わると思ひますので、注視していきたいと思ひます。ありがとうございます。

説 明：小田環境事業課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。3点ほどお伺ひします。

1つは、事務事業評価の313ページ、3R推進事業が掲載されておりますけれども、その12番にごみ処理有料化の調査研究という項目が上げられております。こちらにつきましては、26年度の実績、決算それぞれともゼロでございます。この事業については総合計画との関係もありまして、考えられていると思ひますけれども、過去3年間実績がゼロということで、業績評価についてもBの改善というような項目が上げられております。

今後の方向性としては、ごみの減量化施策、高齢者への支援ということから、費用増が見込まれているというようなことも記載されておりますけれども、こ

の有料化調査研究についての考え方、今後の取り組み等についてお伺いしたいというふうに思います。

○小田環境事業課長

ごみの有料化につきましては、廃棄物減量等推進審議会におきまして、平成20年2月にごみ処理の有料化を進める必要があるとの答申を得ております。平成25年3月の審議会の際には、光市としても答申の趣旨を尊重し、ごみの排出抑制に努める施策を推進していくとともに、有料化等についても引き続き研究協議させていただきます。

導入時期については、周南市、下松市の状況も考慮しながら、当面先送りさせていただきたいとの内容で、委員に承認をいただいております。

この有料化につきましては、処理場である周南地区衛生施設組合と周南東部環境施設組合を構成する自治体と協議・検討を行うことで、実現できるものと考えております。

ただ、その辺については、今後の検討は予定しておりますが、まだ具体的な内容については話し合いが持たれてないのが状況でございます。

○畠堀委員

方向性については既に今、決められているということの中で、これまでの実績がないということと今後の予定がないと。

その今後の改善策の中で、費用増の見込まれておるということでごみ減量対策とか、高齢者の支援で費用増が見込まれているというふうな記載があるわけですが、この辺りについてはどのような御認識なのか、説明いただけたらと思います。

○小田環境事業課長

今後のことについては、今のところ未定となっております。

○畠堀委員

今後のこと、取り組みについてはということなのですが、有料化の背景となるのがごみ減量化施策への対応だとか、高齢者への支援というふうなところで費用増が見込まれるというような記載があるわけですが、その費用増についてどのような御認識があるのか、お伺いしたいということでございます。

○小田環境事業課長

費用増について、当然、有料化することによって、財政面についてもその費

用を利用しながら高齢者施策とか、そういったごみの減量等を図れるということは考えておりますが、先ほど申しましたように、この有料化については周南市・下松市と同一歩調で実施してまいりたいと考えていますことから、今後についてはそういった協議をもとに、まず有料化、その辺について検討していきたいと考えております。

○畠堀委員

有料化の検討については、方向性の中でということで理解いたしましたけど、先ほどから申し上げている、その有料化の根拠となる物差しとしてここに記載されておりますのは、ごみ減量化施策への対応と高齢者への支援というようなところから費用がかさむのだと。そういったものが有料化の検討のベースにあるのではないかと思いましたので、その辺の記載事項の内容について、どのような御認識があるのかお尋ねしたわけですが、そのあたりも今後の検討ということでよろしいのでしょうか。

○小田環境事業課長

今後、周南3市と検討させていただくということでお願いします。

○畠堀委員

了解いたしました。有料化については、今でも有料化と言えば有料化だとは思いますが、根拠となる数字と言いますか、ベースとなるものをはっきり市民の皆さんに理解されるようにお示しいただきながら検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

その次に、同じく事務事業評価の319ページに掲げられております、不燃物関連物ごみ等の収集事業でございます。こちらについては、事務事業評価の中では改善という方向で位置づけられておりますけれども、その中で、委託料の積算基準の作成というものが必要なのだというふうに書いておりますけれども、この辺りの作成が今、ないということなのですか、そういった問題点が起きているのか、御紹介いただけたらと思います。

○小田環境事業課長

ごみ収集委託業務については、改善の方向性についてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令4条の規定に、市町村が一般廃棄物の収集・運搬を市町村以外の者に委託する場合の基準が定められております。その中に、受託料が受託業務に遂行するに足りる額であることとあることから、27年度において有識者に設計審査委託をしているところでございます。それに

より委託・設計の積算基準を明確にし、適正にごみ収集委託契約をしたいと考えております。

○畠堀委員

この基準については、今後の作成ということで書いてありますので、またそのあたりの動向を見ていただきたいというふうに思います。

同じく、この可燃物・不燃物の関係で行きますと、犬猫の死体処理ということで、実績44匹、33万3,000円ということで上がっておりますけれども、この処理については、先ほど業者に委託ということだったのですが、どのような内容での委託のあれになっているのでしょうか。

○小田環境事業課長

犬猫の死体処理につきましては、小動物の休日及び祝日における市道などの犬猫等の死体収集処理業務委託で、当局に市民の方から連絡・通報があった場合、委託業者へ依頼し回収・焼却処理をしております。

○畠堀委員

したがって、これ、出来高での委託料の変化というふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○小田環境事業課長

出来高でございます。

○畠堀委員

このB評価になっておりますが、このあたりの今後の考え方についてお願いします。

○小田環境事業課長

今後の改正については、今、小動物を対象にしておりますが、近年、イノシシなどの大型動物の処理がふえていることもありますことから、その辺について今後検討したいということで、B評価にさせていただいております。

○畠堀委員

濟いません。最後ですけれども、同じく事務事業評価の325ページですが、こちらのほうに、先ほども御紹介いただきましたが、医療廃棄物の処理費の交付業務ということで、業務評価Dということで、これはもう廃止統合化という形

で位置づけられておりますけども、このあたりの今後の考え方について、市の中では関係所管との協議を行っていくというような話があるのですけども、この辺のタイミングと言いますか、この考え方について教えていただけたらと思います。

○小田環境事業課長

医療廃棄物対象交付金につきましては、関係部署とその辺の協議もしておりますが、現在、結論には至っておりません。引き続き協議をして将来的には廃止の方向を考えております。

○畠堀委員

廃止の方向という形が出ております。当然、受けておられる方の対応も迫ってくると思いますので、急激にいつかという形で言われても困ると思いますし、廃止と掲げられているということに対して、ある意味では先行き不安というのもあると思いますので、そのあたりの受益者の方の意向も踏まえながら検討していくということも大事じゃないかなと思います。

いずれにしましても、そのあたりの検討については今後の取り組みということで理解いたしました。

○森戸委員

129ページのエコショップの認定制度について。これは、21年度からということなのですが、9店舗は増えたのか、減ったのか。

○小田環境事業課長

エコショップの認定制度については、本年度新たに4店舗ほど増えております。

○委員長

今年度ですか。

○小田環境事業課長

今年度でございます。26年度までは件数は変わっておりません。

○森戸委員

26年度を聞いたので、27年度が増えたなら、それはそれでいいです。

その21年から26年まではどうだったのですか、増えていたのですか、減った

のですか。

○小田環境事業課長

26年までは件数は変わっておりません。

○森戸委員

定期的にこういうものはお願いに歩いているのですか。

○小田環境事業課長

機会あるごとには、そういった形でお願いはしております。

○森戸委員

例えば、どういう場で。

○小田環境事業課長

例えば、新たに店舗において、例えば段ボールの収集を始めたとか、そういう場合について店舗に行って声をかけて、認定されてない店舗についてはその辺、お願いしております。

○森戸委員

店舗で段ボールの収集を始めるとは、どういうことですか。

○小田環境事業課長

以前であれば旧レッツのところへ段ボールの回収ボックスというのが設けられておりました。

○森戸委員

そういう店舗ってそんなに多くはないと思うのですが、そこ、やめましたしね、回収。どうなのですかね。私はそういう活動ってあまり見えないのですが。例えば、商工会議所に行ってお願いをすとか、新年度になってお願いをすとか、そういうのもあまり見かけたことはありませんし、導入のときはこういう、例えばパママ応援事業とか、導入時点では皆さん、来られるのですが、それ以降はほとんど「なしのつぶて」なので、今年度4店舗ふえたということですからいいのですが、やっぱり環境の政策というのは幅広く多岐にわたっていますので、コツコツ続けていくというところがいちばんポイントだと思いますし、そういうふう続けて来られていて成果はたくさん出ているの

ですが、また、ぜひそういうふうなことを定期的にやっていただきたいと思います。

それと、同じく主要施策の131ページなのですが、家庭用のパソコンの回収事業について、この回収したパソコンはどうするのですか。マニフェストがわかればお示しをいただきたいと思います。

○小田環境事業課長

回収いたしましたパソコンにつきましては、小型家電リサイクル法に基づき回収した家庭用パソコンについて、「エコぱーく」に搬入いたしまして、国が認定しました事業者である山陽小野田市の共英製鋼が「エコぱーく」に回収に行っておりました。その後については、その回収業者が部品等を解体し、再資源化する施設に搬送しております。

○森戸委員

わかりました。

回収して「エコぱーく」に持って行くのはわかったのですが、これに関して、回収で持って行くわけですから、その部分で費用が発生しているのですが、それ以外に収入ないし費用が発生することはあるのですか。

○小田環境事業課長

このケースにつきましては、収入・収支とも発生しておりません。

○森戸委員

わかりました。

それと、先ほどもありましたが、135ページ、決算書の135ページの医療廃棄物処理対策事業の交付金については、これも平成20年ぐらいから指摘をさせていただいておるものでございますけれども、将来的には廃止の方向というようなお話ですが、今までさんざん指摘をしてきたこととございますので、そろそろ結論を出していただかないと思うのですが、その辺のところをお尋ねいたしますでしょうか。

○小田環境事業課長

この件につきましては、所管のみでは判断できない部分がございますので、前向きに検討のほう、させていただきたいと思います。

○森戸委員

いや、その回答をさんざん聞いてきたので、どのように、どういう点が所管と相談すべき点なのですか。

○亀井環境部長

医療廃棄物は、当然、病院・診療所から排出された場合は、産業廃棄物の中の医療廃棄物で、感染性と非感染性という、また分類がありまして、いずれにしましても、産業廃棄物として適正な処理をしていただくものでございます。

一方で、この20年ごろに市のほうでも新型インフルエンザの行動計画をつくりましたが、その当時から、個人の家庭において排出される、施設において排出される紙おむつとか、環境で言いますとトン数の張る廃棄物、これも新型インフルエンザや再興型インフルエンザは、平成20年のそういう処理のガイドラインの中で、新たに感染性廃棄物として処分するものに分類されかえております。

そういったことから、本来であれば、一般廃棄物としては適正処理混乱物としての取り扱いになってきます。これは、御存じのようにインシュリンの注射針とか家庭で在宅医療・療養で使われるものと同じように、本来であれば医療廃棄物として処理すべき、一般廃棄物ではないと、が好ましいと。なかなかその辺が家庭ではできませんので、安全な今の紙でなくなったポリエチレンの袋であれば、その辺は安全性が確保できるということで、一般廃棄物で受け取っておりますが、片や市内でも今、在宅療養支援診療所が4社いらっしゃるんですが、そういった先生が、従来の往診とは違う定期的な在宅診療される中で、家庭用の一廃扱いの物もそういった危険性を重視されて、回収して帰っていただいております。

その件数が、やはり在宅療養の件数がふえてくるにつれ、お持ち帰りいただいている件数がふえてきていると、そういった実態を当分は注視しながら、関係者とさらに十分な協議をしてやっていきたいというのが、現状でございます。そういうことで御理解いただけたらと思います。

○森戸委員

それはわかるのですが、例えば、その量ですか、それはどのぐらい発生しているのですか。要は、この29万円の根拠というか、どういうふうに、量が注視をして行くのならその量がどういうふうに変化をしていっているのか、その辺のところはつかんでおかなければならないと思いますけれども。まず、それも含めてこの交付金の根拠、積算根拠をお示しいただけますか。

○亀井環境部長

その把握方法をどうしてくかということが、今、直近の最大の検討課題になっております。要は、協力体制をどうつくるかということ、今、検討している最中でございます。

○森戸委員

わかりました。まずは、その把握は是非していただきたいのと、それが多いのか、少ないのかがわからない限り、安易にやめようと言うちゃあいけないのではないですかね、課長。と私は思いますけど。

それはそれとして把握をしていただきたいのと、この根拠ですか、積算。これ、どっから出てきているのですか、29万円。

○小田環境事業課長

毎年、医療廃棄物の処理に対する金額の3分の1を超えない範囲で市長と協議して決定しております。

ちなみに、26年度の光市医師会についての実績でございますが、金額で413万9,990円ほどかかっております。光市歯科医師会については39万5,535円。それぞれ光市医師会につきましては25万円、歯科医師会については4万円の交付をしているところでございます。

○森戸委員

いやいや、だから、その453万円が、これは医師会が処分する金額なのですか。

○小田環境事業課長

業者に委託した支払額でございます。

○森戸委員

その3分の1と決めた根拠は。

○小田環境事業課長

申しわけございません。今、その根拠となる資料を持っておりません。

○森戸委員

この453万円、でも、処理金額だから処理量はわからないのですかね、なるほど。このぐらいにしときましようか。

処理量の把握というか、それは年々、その処理金額でわかっていくものなのではないのですか、逆に言うと。

○亀井環境部長

量と言いますか、ケースの数で、実際にその中に、先ほど私が申し上げましたように、在宅から持ち帰ったものとか診療所で発生するものを分けてお入れになるわけではございませんので、そういった点で数量把握が困難だという状況になっております。

○森戸委員

わかりました。その把握はなかなか難しいとは思いますが、独自の事業というのですか、医師会・歯科医師会の事業としての廃棄物でございますから、事業者として責任を持ってやるっていうのがこれ、当然だろうと思えますから、ぜひそちらの方向性に向かってやっていただきたいと思えます。

それと、決算参考資料の27ページに、古紙の売買があるのですが、旧大和と旧光で予定価格の単価が違うのはなぜなのですか。

○小田環境事業課長

古紙の業者への売買につきましては、光地域は市民が排出した古紙類を収集し直接資源回収業者へ搬入しております。大和地域で集められた古紙類は、収集後、福祉施設、大和あけぼの園に搬入し、施設の園生により選別作業を行い、資源回収業者へ搬入していますことから、入札の結果も予定価格についても、大和地区の単価が高くなる傾向がございます。

○森戸委員

了解しました。

○磯部委員

2点確認をさせていただきたいと思えます。

事務事業評価の3R推進事業なのですが、ここの担当は、もう地道にいろいろな古紙類の分別、そして市民のリサイクル推進委員の補助など、積極的な事業をやっていただいていると思えます。

その中で、最後の部長の意見欄の中に、今後とも人の輪による運動を推進していくことが肝要であり、雑紙の分別収集の啓発、これが喫緊の課題であるというコメントが出ております。今後の有料化の中にも、このあたりの考え方、また今の14分別ですか、その中で市民の人に負担をなるべくかけないようなやり方で、このあたりをどう、搬入割の分も今、影響しておりますので、どうするかということで苦労されているところであるとは思いますが、今、こ

の26年度のこの中で、今後の課題、喫緊の課題というふうにお示しいただいておりますが、もう少し詳しくそのあたりをお知らせいただきたいなと思っております。

○小田環境事業課長

今、おっしゃるとおり、27年度から搬入割も導入されております。以前からこの雑がみについては可燃ごみ、特に生ごみについてはそのうちの約5割が生ごみでございまして、残りの約4割が紙類でございます。紙類につきましては当然、資源化できないティッシュとか、そういったものが多く混ざっておりますが、まだまだ燃やさずにリサイクルできる紙類も多くございます。

その辺については排出の方法を簡素にするとか、いろんな取り組みをさせていただいておりますが、まだまだ目に見える成果というのは上がってない状況でございます。

今後につきましても、そういったことを踏まえて、拠点回収等、これは、所管の一存では当然決まらないことですが、関係部署とも協議しながら、その辺、検討してまいりたいと考えております。

○磯部委員

今までも数年かけて、細かいいろんな積み上げをされていると思いますので、非常に私たちも評価はしているところではございますが、例えば、資源回収のリサイクル推進事業補助なんかでも、自治会とか小・中学校、そのあたりが一生懸命回収されて、紙製容器、包装類何かの実績も確実なものになっております。

このようなところから、できるところからそのあたりが、その搬入割のところに影響してくるのではないかなと思っておりますので、今後の27年度の実績を、また見てみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、もう1点なのですが、事務事業評価のところの一般廃棄物処理施設建設等関連環境整備事業、これは事業コードが520の11と書いてあります、337ページか。338ページのところのコメントのところに、周南東部環境施設組合で一般廃棄物を適正かつ安定的に継続して処理できるよう、計画的に事業を進めると。23年度末でできる事業は完了しているけれども、残りの事業について県土木に要望を継続中のものや、地元の折り合いがつかないもので、今後、地元の調整などがつけば対策委員長と協議しながら実施に向け進めると書いてあります。

具体的に、どのような課題があるのかをちょっとお聞かせいただけたらいいのかなと思ひまして、質問いたしました。

○小田環境事業課長

この事業につきましては、えこぱーく建設に係る地元の対策費でございます。その一部としてそういった地元の環境整備、道路整備等を進めていくものでございますが、現在、要望のあるものについてはほとんど完了している状況でございます。

中には県のほうに川の浚渫とかも要望しておりますが、これについてはまだ県のほうがその辺なかなか難しいという回答で保留になっている部分がございます。

○磯部委員

わかりました。ちょっと内容のあたりを少し聞きたかったものですから、済いません、了解しました。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○木村（則）委員

ちょっとし尿処理費。

○委員長

何ページでしょうか。

○木村（則）委員

137ページですね、決算書の。これ、ちょっと先行議員の質問とも関連するのかなと思いますが、最後の一般廃棄物処理施設建設等関連環境整備事業費。これ、需用費と原材料費に丸々不用が出ているのですけども、このあたり御説明いただけますか。

○小田環境事業課長

ただいまの一般廃棄物の処理施設の原材料費と消耗品は、地元対策で要望、例えば、道路の舗装とか、そういった要望があった場合、原材料費の支給をするということで、予算は取っておりますが、その実績がなかったことでそのまま支出がなかったことによるものでございます。

○木村（則）委員

わかりました。

それと同じ137ページ下のほう、ちょっと私も4年間、この委員会から離れていたのを忘れてしまったのですが、これ、牛島地区のし尿汲み取り料金対策交付金って、これ、何の目的でどこに交付されるものだったのでしょうか。

○小田環境事業課長

この交付金につきましては、下水道整備及び牛島地区の住民減少に伴い、し尿汲み取り業務の円滑な事業の実施並びに適正なし尿汲み取り料金を維持するために、汲み取りをする業者に対し、交付しているものでございます。

○木村（則）委員

わかりました。決算ではあるのですが、これはどういう算出のされ方をされているのですか。

○小田環境事業課長

積算根拠につきましては、その収集業者がし尿を収集するための必要経費と住民からいただくし尿汲み取り料金の収入、これを差し引いた額が赤字であることから、毎年予算の範囲内での交付をしております。

○木村（則）委員

わかりました。

それと、前の135ページの、これ、全体の負担金補助及び交付金の不用額っていうのが当初予算に対してかなりあるのかなど。二千七百万何がし円に対して765万円と。このあたりは、どのあたりが不用として。

○委員長

135ですか。

○木村（則）委員

大きいのかというのをお尋ねしたいのですが、135ページです。

○小田環境部次長兼下水道課長

この不用額につきましては、この後、下水道課所管の合併浄化槽の関係のそちらのほうになりますので。後ほど説明したいと思います。

説 明：中本深山浄苑長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○木村（則）委員

濟いませぬ。せつかくですから、先ほどちょっと質問しかけて、ただいまの回答で理解をいたしました。

とは言うものの、この不用額に関してはここに限らず、今回の浄化槽の不用額を年度末まで留保して、公平公正の観点からそういった申請に対してそれに対応していこうということではあるのでしょうかけれども、このあたりのちょっとその数字ですよね、24年度から大体三十数基ぐらいで推移しているわけなのでしょうけれども、そのあたり、これをもとに今後の予算の立て方ということは、どういうふうにお考えになってらっしゃるのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

この不用額につきましては、先ほど説明しましたように、下水道の計画区域内、区域外におきましては当初の予算の中で概ね消化できているような状況ですけれども、区域内につきましては、下水道の進捗がなかなか思うように進まないということもございまして、いつ、どういう形で市民の方から御要望があるかわからないということで、最低限の予算、例年どおりの予算を確保していくというのが、これから必要になってくるのではないかなと思っております。

○木村（則）委員

わかりました。だから、ちょっと大ざっぱではありますけれども、5人層、7人層でも35万円平均ぐらいじゃないかなと思いますけれども、その枠としての何十基程度ですかね、その計算すると。今、どのぐらいの余裕を持った枠の基数ということで大体考えてらっしゃるのですかね。

○小田環境部次長兼下水道課長

1基当たり、平均的な5人層で言いますと、現在、浄化槽自体は高度処理を使われており、補助金額は44万4,000円でございます。申請の大部分がこれに当てはまると思いますが、その15基分について認可区域内で、考えているところでございます。

○木村（則）委員

わかりました。理解いたしました。以上です。

○磯部委員

今のところの、ちょっともう少し確認をしたいのですけれども、室積の地域の区域内、今、計画区域内でも7年以内にそういう計画が行われなかったところは合併浄化槽の補助をするという区域内の部分で、今回4件というふうに書いてありますけれども、周知もいろいろしていただきまして、この数字になったのだと思いますけれども、今の26年度から始まったその中で、課題というものがあればお聞かせいただきたいなというふうに思っております。（発言する者あり）いやいや、10基なのですからけれども、室積区域内では4件、4基というふうに書いてありましたので、室積に関しましては、2年間の調査ということで、開始が26年度からになったと思っておりますが、そのあたりの課題についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○小田環境部次長兼下水道課長

委員のほうからは室積に特化したということで、室積の現状を申しますと、汲み取り・単独浄化槽が対象になるわけですが、地域柄と言いますか、地形上と言いますか、それと、建物の敷地に対する割合と言いますか、なかなか合併浄化槽自体を設置する場所がない。したいのだけ改良する場所がない、単独浄化槽が入っておっても、それを掘り起こして施工するには、例えば上にもう建物が建っているとか、そういった形のところが多くございます。

できれば、下水道の整備を早く進めていかないといけないのですけれども、御存じのようにアイゴ文化と言いましょか、なかなか区画整理ができてない部分が多いわけですから、下水道の整備もなかなか進まない。そのうちに御高齢になり、要はそれだけの費用を負担してまでやるかどうかというところが一番、問題じゃないかなと思えます。

御存知のように下水道事業の進捗というのは相当悪いと言いますか、今までの進度に比べて低くございますので、そのあたりをよく勘案しながら、私どものほうもいろいろな機会を通じて、合併浄化槽の補助についても啓発はしてまいります。御家庭の状況により、なかなか伸びていかないというのもあるかと思えます。

○磯部委員

担当所管の皆さんが、そのあたりのことも踏まえて、新たな事業としてこういうふうな補助もできたという、その成果につながるころでありますので、今後ともそのあたりの事業も踏まえながら、市民の皆様に御協力いただけるよ

うな、何か新しい取り組みもあればと思っておりますので、今後とも引き続き
よろしく願いをいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第7号 平成26年度光市墓園特別会計歳入歳出決算について

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第8号 平成26年度光市下水道事業特別会計歳入歳出決算につ
いて

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○磯部委員

年々、下水道の整備も着々とやっていただいで、ありがたいことではござい
ますが、そうは言いながらも、下水道のその区域内の整備された世帯の中でも、
つないでらっしゃらない未供給世帯っていうのもいらっしゃると思うのですけ
れども、今のところ普及率が79.1%ということで、その中のどれぐらいの方が
まだ未供用と申し上げたらいいのでしょうか、接続していただけてないとい
うところのパーセンテージを、わかれば教えていただきたいと思います。わか
ります。

済いません。そんなにあれじゃなかったと思うのですけども、ただ、困難な
とか、そういうところではなくて、すぐにでもつなげられる状態だけれども、
やはり、もう既に、例えば下水道が来る前に大きなお金をかけて合併浄化槽を

もう整備してしまったところとか、高齢化で独居老人の方で、そこまでお金をかけて整備がちょっとできないと、さまざまな御事情がある方がいらっしゃると思うのですね。そのあたりがどれぐらい、この下水道がきちんと整備されているけれども、供用されてない世帯、そのあたりが、アバウトで結構です。

○小田環境部次長兼下水道課長

平成26年度末の処理区域内戸数が1万8,143戸でございます。そのうち、水洗便所設置済み戸数といたしまして1万7,329戸でございます。これの差し引き約800戸ございますが、これがまだ未供用の部分ではなかろうかと思えます。

○磯部委員

そのあたりのいろんな諸事情があると思えますけれども、少しでもこのあたり、収益を上げるためにもお願い等々、御努力はされていると思えますけれども、今後ともよろしく願います。

○加賀美委員

ちょっと1点だけお尋ねしておきたいと思えます。

主要施策の成果の272ページに、収納率が上げられているのですよね。基本的にこの表を見ますと、水道料金と一緒にになって、下水と一緒に徴収するっていうことで非常に成果が上がってきていると思うのですよね。

ところが実際問題として、現年度で400万円の未納金が出ていると。さらに累計でも減ってはいるけれども、やはり3,600万円の未納額が出ていると。この辺は水道料を止めるというような荒療治をひとつのこの代金徴収の中で検討されてきていると。そういう中で成果が上がってきているというところもあると思うのですが、それでもなおかつ、こういうふうな未納額が出るという理由はどこにあるのかなということと、もう1点は、後の受益者負担額がなかなか50%で徴収できないと。この辺はどういう理由か。この2点だけちょっとお答え願いたいと思えます。

○小田環境部次長兼下水道課長

未納分につきましては、今まで、例えばアパートに住まれておって転居された。その転居先がなかなかわからない。今まで下水を使われていて死去されておった。そういった方々の部分が過年度分の未納額として上がってきております。

この未納の部分につきましては、夜間徴収をすとか、少しでもいいから過年度分について払ってほしいということでお伺いをしながら、その徴収率を上

げようとしているところでございます。

それと、受益者負担金につきましては、これは大和地域において受益者負担金をいただいているわけですが、こちらに関しましても供用開始以降、その処理にかかわる宅地に対して、平方メートルあたり250円の受益者負担金をいただいているところでございますが、この部分につきましても滞納と言いますか、支払いが遅れてくる部分につきましては、少しでもいいから払ってほしいとお願いをしている状況ではございますが、なかなか改善には至っていないという状況でございます。

○加賀美委員

単純に考えてみますと、下水道の使用料が、収納率が94%というほどの、いわゆる向上しているわけであって、同じように受益者負担額についても水道料金と同じように、やっぱり一緒に払っていただけないと水道を止めますよというような形の対策は取れないものかと。今までも、だから水道料金と一緒にしたって言うのは、そういうことで徴収が非常に向上してきている。水道を止める、止められちゃあたまらんから払うのだというような形であると思うのですが、そこのところは、そういうことは考えないような内容であるのかどうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

下水道使用料につきまして、その下水道を使用していただいたものに対する対価で、受益者負担金につきましては、下水道を整備する中で、その工事費の一部を負担していただくものということですので、下水道使用料につきましては、先ほど委員さんのほうからもありましたように、水道を閉栓するということが収納率が上がるかもわかりませんが、受益者負担金については、先ほど御説明しましたように、それぞれの目的が違いますことから、受益者負担金を払ってないから閉栓をするということは、なかなか難しいと思います。

○加賀美委員

確かに、水道料金、下水道料金の徴収とは違う、設置したことによる費用だからってということですが、結論的にはやっぱり、これは払ってくれないと困るよっていう形の、下水道、水道料金の形を影響があるのだよというような形で徴収していかないと、なかなか50%というのは大きいのではないかと思いますよ、未払いが。だから、そこら辺りは、またひとつ御努力をお願いしておきたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4. 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について（建設部所管分）

説 明：田村道路河川課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

まず、決算書の163ページの土木総務費の中の図面電子データの作成委託料についてなのですが、これ、昨年に比べて倍近くに増額されておりますが、この要因について御説明いただけたらと思います。

○田村道路河川課長

電子データ作成委託料でございますが、委託内容としましては、過去に実施した工事の施工図面を電子媒体に変えて保存するものでございまして、このデータ保存は、一つの工事単位で予算の範囲内で実施しております。平成25年度は工事図面枚数が少なかったもので、平成26年度より約16万円少なくなっております。

○畠堀委員

了解いたしました。これに関連しているかもしれませんが、事務事業評価の169ページの土木総務事業費の中で、事務事業の関係のことで、今後の取り組みの中で、ペーパーレス化を図るために資料の保存方法などを検討してくというような取り組みが書かれているわけなのですが、このあたり、これまでとまた新しい何か取り組み等の検討がなされようとされているのか、もう少し詳しく御説明いただけたらと思います。

○橋本監理課長

委員御質問のペーパーレス化を図るための資料の保存方法等検討について御説明させていただきます。

道路占用許可については、占用料の発生しない申請に対しまして、1年更新であったものを3年から5年の占用期間延長を実施しております。また、道路・河川事業等で施工された図面を電子化による保存を予算の範囲内で実施しております。また、平成27年度につきましては、道路占用管理システムのパソコンの老朽化の更新に伴いまして、ペーパーレス化の一つとして、道路占用許可、財産管理業務の資料等についてスキャナー等によるデータの保存を施行していきたいと考えております。

○畠堀委員

ペーパーレス化の取り組みについて御説明いただきました。今後のことも流れの中で進められると思いますし、逆に、ペーパーレス化によるほうが図面等の開示、説明等においても、いろんなタイムリーになると思いますが、場所をとらずに、そういった市民の皆さんへのサービスも向上するのではないかと思います、そのあたりのところを踏まえて、また取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

○森戸委員

主要施策の成果の 158 ページの山田中岩田線の道路改良についてなのですが、先ほどの説明では、関係者の同意が一部得られなかったということでの繰越明許ということだったのですが、あとどのぐらい残っているのですか。例えば、その延長とかでいうと。

○田村道路河川課長

申しわけございません。手元に資料を持ち合わせておりません。

○森戸委員

そうですか。どのぐらいわかりませんか。なぜ聞くかという、これ、合併特例債の事業でやり始めてもう 10 年たつということで、いまだ 27 年度で見てもまだ完成には至ってないのですが、どのぐらいの距離とは言わずに、どの程度、どういった面が残っているのですか。

○田村道路河川課長

箇所的に言えば、2カ所残っております。今年度、一部関係者の方と協議をしていますが、なかなか進んでないという状況でございます。延長につきましては、申しわけございませんが、手元に資料がないため把握しておりません。

○森戸委員

わかりました。じゃあ、その買収できてないところが2カ所とか、そんな感じと捉えていいのですかね。

○田村道路河川課長

買収とは別に、いろいろと工法等についての協議をさせていただいております。

○森戸委員

わかりました。合併して 10 年以上たつわけでございますので、特例債の事業でもありますので、協議を続けて、完成をしっかりと目指していただきたいと思います。

それと、160 ページ主要施策の県営事業負担金について、負担率が3種類あるわけなので

すが、その違いというのは何なのでしょう。

○橋本監理課長

県営事業の負担金の割合の基準につきましては、各市町の財政力指数と標準財政規模を県平均と比較して点数化し、それをランクづけ基準に当てはめ、単独道路改良事業は15%、合併により誕生した新市の「新市建設計画」に記載されている事業については、合併前の旧市町村として、旧大和は5%、単独道路整備が10%と決定されております。

○森戸委員

わかりました。

一つ、その財政力指数の面のみでお尋ねをしますが、当然財政力指数がよければ、負担率が高いということなのですか。

○橋本監理課長

財政力指数が高い場合は、負担金が高くなると思います。

○森戸委員

了解しました。

それと、決算書の165ページの道路維持管理事業についてお尋ねをします。これについては、事務事業の評価の中でも、法定外道路については、高齢化が進んで限界が来ているというふうに書いておられます。それについて今後の検討ということで書かれているのですが、その検討の部分についてももう少し詳しく御説明をいただきたいのですが、2つあって、1つが、草刈り、側溝清掃の地元管理を負担金を取りながら市で実施したいという検討、大和で実施している市道維持管理委託を全市的に広めたい、この2点をもう少し詳しく説明していただけますか。

○田村道路河川課長

まず、負担金をいただきながらということにつきましては、将来的に地元での管理ができる地区とできない地区が出てきた場合に、公平性を担保するという手法の一つとして、そういう方法も検討の一つということで考えております。

それから、大和地区に実施しております市道維持管理委託を全市的にということですが、こちらは、大和地区におきましては、旧大和町の道路管理要綱に基づきまして、市道の草刈りや側溝清掃などの維持管理を65の自治会に委託しております。そのような委託を光市全域でも行えないか、検討していくということでございます。

○森戸委員

もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいのですが、そのできる地区、できない地区で公平性が出るという部分で、できない地区に関しては負担金を取るということなのでしょうが、これ、市の側溝ですよね。なので、本来的には市がやるべきことではないのですか。最終的には、負担金を取るということがどうも解せないのですが。

○田村道路河川課長

まだ確定ではないので、そういったことも検討の一つということで、書いております。

○森戸委員

とりあえず、市の側溝に関しては市で負担すべきだとは思いますが、そこだけは申し添えておきます。

○田村道路河川課長

申しわけございません。市道の側溝だけではございませんので、訂正をさせていただきます。

○森戸委員

どちらにしても地元の負担、金銭的にも含めて、マンパワーは限界のところがあると思いますので、その辺のところはよくよくお考えをいただきたいと思います。

○木村（則）委員

今の道路維持費なのですが、165 ページの中ほどの側溝ふたの製作と設置と委託料 751 万円というところをちょっとお尋ねしてみたいのですが、これ、まず、側溝のふたの取りかえというのはよく理解できるのですが、ふたの製作というのは、側溝そのものは基本は規格品であろうかと。当然それに応じたふたも規格品なのかなというふうに思うわけですが、製作ってどういったケースなのですか。

○田村道路河川課長

光市の場合、過去につくった側溝は現場打ち側溝でございまして、型枠を立ててコンクリートを流し込み、側溝をつくります。光市独自の寸法でつくっておりますから、コンクリート会社がつくっている規格品の側溝のふたが合わないわけで、その側溝の寸法に合った蓋をつくって、取りかえ等を行っている状況でございます。

○木村（則）委員

わかりました。結構その市内箇所数が多いでしょう、いろいろ交換といいますか取りかえ。これはその入札の対象になるような箇所というのはないのですか。入札のちょっと状

況を見ると、取りかえ等に関しては対象になってないのですが、割りと金額が小さい、大体随契で、できるということなのですかね。質問が悪かったですかね。どこか入札に適用されたこの工事ってあるのですか。

○田村道路河川課長

この事業とは別に、維持補修工事において取りかえを行っています。入札を行った維持補修工事において、取りかえを行っている箇所もあります。

○委員長

木村委員、製作における入札のことをお聞きになっているのですか。違うのですか。

○木村（則）委員

ちょっと違いますけども、今、側溝ぶたの製作と設置等の委託だけで 750 万円何がしあるわけじゃないですか。項目としてです。だから、これに当てはまる入札は見当たらないのだけれども、どうなのですかということです。

○田村道路河川課長

こちらは、随意契約により実施しております。

○木村（則）委員

つまり、その随意契約の条件の範囲の中で大体できておると。つまり、いわゆる箇所数が多いということですよ。その七百何十万円あるわけですから。

○田村道路河川課長

そうです。製作枚数が多く、製作するに当たって、広いヤードがないとつくれませんので、そういうところを持っているところに随意契約をしています。約 700 枚を設置しております。

○木村（則）委員

僕の勝手なイメージでいうと、その取りかえと製作って、金額でいうとどのぐらいの割合なのですか。製作する部分と取りかえする部分と。取りかえは、ある程度のその随契の基準意外であれば入札もあろうかと思えますけども、製作に関しては、どのぐらいの金額があるのですか。その 750 万円何がしのうちの。

○田村道路河川課長

製作と設置を同一で発注しておりまして、第 1 期、第 2 期と分けて発注しております。

第1期目が約450万円で製作設置業務を発注しておりまして、第2期目が約296万円で発注しております。第1期目につきましては、製作が641枚、設置が439です。第2期目につきましては、製作が343枚、設置で284枚でございます。

○木村（則）委員

製作枚数と設置枚数が違うというのはどういう意味なのですか。

○田村道路河川課長

これは、製作して約1カ月程度は養生がひつようであり、すぐ設置ができません。そのため年度の在庫を確保する必要があり製作を多めにしております。4月に入って必要なときに無いと対応できないため製作をしております。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっともう一回最後に、その随契の理由についてももう一度お知らせください。

○田村道路河川課長

製作ヤードを確保し、製作に伴う機材を持っておられる方に、発注しております。

○木村（則）委員

それ、市内の業者なのですか。1社しかないのですかね。

○田村道路河川課長

そうです。市内の方です。

○加賀美委員

163ページに、土地開発公社の貸付金が1億5,000万円あるわけですね。これに対しては、この年度中に1万8,191円の利息をついて返してもらったと、こういうふうになっているのですが、これは何のためにこれを貸し付けて、大体金利はどのくらいで貸し付けたのか。これ、先ほど、造成工事のように云々と、造成事業に使ったというようなことがあります。これは運営資金じゃないと思うのですよね。その辺は何に使ったのか、金利はどのくらいだったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○橋本監理課長

この貸し付けにつきましては、「光市虹ヶ丘西土地区画整理事業」の資金に当てるということで貸し付けをしております。金利につきましては、財政融資資金委託金利によって金利

を決められておりました、平成26年6月2日に貸し付けました5,000万円につきましては0.04%、それから、平成27年の2月2日に貸し付けたものにつきましては0.01%という形で、金利をいただいております。

○加賀美委員

これ、差があるのはどういうことですか。それと、恐らく、この辺については表計算でやられたのではないかと思うのですが。今言う1億円と5,000万円を2つに分けて貸したと。そして、じゃあ1億円は何日間、何カ月、まあ何日分ですよ、1年の中で返してらっしゃるから、5,000万円はどのくらいの日にかで貸したのか。この辺がわかれば。

○橋本監理課長

5,000万円につきましては303日分で、1億円につきましては58日分となっております。

○加賀美委員

この辺については理解できますのですが、そこらあたりで、なぜ貸付金をしないといけないという理由が。前の年に10億4,000万円ほど、いわゆる開発保証金として出している、それとはちょっと性格が違うと思いますけど。それはその分とは違って、あくまでもあそこを都市計画できちっとやるために必要な経費として貸したのだと思いますけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○橋本監理課長

そういう理解でお願いいたします。

○加賀美委員

これ、ちょっと中身がどういうふうになっているか確認させていただきました。

○土橋委員

1つだけ伺いますけども、繰越明許の理由が、関係者の同意がとれないからだということなのですか、ものにもよるのだろうけれども、関係者の同意をとって予算化するのではないのですか。そうでないと、繰越明許は主計だというふうにはならんだろうけれども、こう毎回のよう繰越明許、繰越明許と言えば、ちょっとおかしいと思うのですが、その辺はどういう認識をしたらいいのですかね。

○田村道路河川課長

予算立てする前に、関係者の方の同意は得ておりません。

○土橋委員

いえいえ、それは説明になってないでしょう。同意も何もとれてないのに予算化をして、そんなことが成功するわけがないでしょう。それ、小学校の3年生が聞いたって分かる話ですよ。内緒で話さんでも、部長がこっちで話をすりゃええのよ。

○田村道路河川課長

事業全体の賛同を得て事業に入っており、細部に渡った設計等に入って詰めていきますと、なかなか御理解を得られない部分が出てきますので、そのようなところは繰り越しや、見送りという状況になっております。

○土橋委員

それを言うたら何でもありじゃない。例えば、ここに書いてあるように、舗装工事なんかも明許繰越になっているね。舗装をやるのに関係者の同意がとれんというのは、どういうふうに認識したらいいの、ほんなら。

○田村道路河川課長

舗装工事の場合は、関係者の同意ではなくて、関係者との協議により不測の日数を要しましたことから、繰り越しをさしていただいておりますということでございます。

○土橋委員

不測の日数というのは、どういうこと。

○田村道路河川課長

安全施設や交通誘導員の配置等の警察との協議を、交差点部分におきまして行っておりますので、どうしても日数的に長くなっていきます。

○土橋委員

いやいや、違う。私が言いたいのは、それは遅く発注するから、そのようになるのでしょうか。そうでしょう。それは3月末日までじゃから。そんなもの1月か2月に出したら、できるわけないやないですか。言うまいかと思ったのじゃが、そのような話になろうがね。

○田村道路河川課長

舗装事業の場合は、国からの交付金をいただき発注しております。交付金の決定が若干ずれ込んでまいりますと、発注のほうもおくれますので、若干ずれてくるということで御理解をいただきたいと思っております。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

説 明：○玉木都市政策課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

それでは、1点御質問させていただきます。事務事業評価の499ページの駐車場事業ということで今、御説明をいただきましたけども、光駅前駐車場等の整備基本計画、基本設計業務ということで、これについては、同僚議員の質問等でも伺っておりますので、一旦廃止ということで、この事務事業評価においても「D」ということで廃止扱いになっております。

ただ、そうは言いましても、改めて光市周辺のあり方について検討を進めていくのだということでも伺っておりますし、特に、あの近辺では、瀬戸風線のほうの動きも出てきております。光駅といいますと、やっぱり当市の表玄関ということでもございますので、そのあたりの進め方として、やっぱり市民の期待も大きいものがあると思いますが、このあたりの今後の進め方についてどのようにお考えなのか教えていただけたらと思います。

○玉木都市政策課長

光駅周辺のあり方についてでございますが、駅周辺を取り巻く大きな環境の変化に的確に対応していくため、駐車場や駐輪場を中心とした駅前広場の整備に加えた、光駅周辺のランドデザインが必要であると考えております。現在、これらの課題を十分踏まえつつ、光駅周辺のあり方について、様々な検討を進めているところでございます。申しわけございませんが、現時点で、具体的な方向性やスケジュールについてはお示しできるものはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○畠堀委員

今、説明の中では、縷々検討中ということで理解いたしましたので、この部分については、これまでも多くの質問もあったと思いますし、やっぱりそれだけ期待が大きいということでございますので、その辺の期待も十分踏まえながら検討を進めていただいて、なるべくいいものになるようお願いをしておきたいというふうに思います。

○加賀美委員

今の質問に対して、同じ内容でちょっと確認をしたいと思います。主要施策の163ページに、駐車場の年間利用状況が出ておまして、そこで整備料として1,400万円ほど毎年あるわけでありまして、そこに書かれている利用台数というのは、どういう基準で出されているのかお尋ねしてみたいと思います。

○玉木都市政策課長

利用台数につきましては、毎月、委託団体からの報告台数を積み上げております、就業時間以外についても可能な限り把握に努めていると聞いております。

○加賀美委員

ここの料金、基本的には、6万2,294台でしたら、200円ですから、1,200万円しかないわけですね。つまり、1台当たりが2日間とか3日間置いたということが、こういったふえた理由じゃないかと思うのですよね。

また、この管理時間というのは、朝6時から夕方6時まででしたかね。この辺はどうだったのですかね。

○玉木都市政策課長

朝6時から夕方7時まででございます。

○加賀美委員

そこで、問題は、これは人の話ですから真偽はよくわかりませんが、よその地域から朝6時までに車を入れて、帰りは7時ころ帰って、そういう人たちがかなりいると。よその市からも来るというような話もあるわけですね。だから、自動改札をやりなさいよという話は前々から出ていたわけですね。これに対しては、今回はちょっとやめようという方向で、この繰越明許費が少なくなったわけですけどね。その辺の解釈については、やっぱり性善説で、払わんほうが悪いという考え方でおられるのかどうか、そこらあたりをお尋ねしてみたいと思います。

○玉木都市政策課長

市外等からも多くの人に、駐車場を利用いただいているということは理解しておりますし、委託団体が不在の時間帯につきましては、入庫のときに支払いを済ました人を除きまして、出庫の際には料金箱への支払いをお願いしているところでございます。駐車場は、多くの人に利用いただく施設であり、利用する人料金を適正に支払っていただくべきものと認識しております。

○加賀美委員

基本的には、前々から言っているのは、あそこを総合的に整備しなくてもいいから、入り口のところに自動改札装置をつけりゃどうかと。これやると、そこに働く人たちの仕事を奪うというようなことが、かつては批判を受けたことがありますけども、それじゃないと、やっぱり効率的な運営をしていくということも必要じゃないかと思うのですよね。

この辺は今後の検討に出したいと思います。

それから、もう一点お尋ねしたいのは、周南道路建設促進期成同盟会は、これは、もうちょっと後で説明があるのですかね。169ページの。これ10万円ほど、まあ大した金額じゃありませんけど、これはどういうことを今やって、どういう成果を上げているかというのをちょっとお尋ねしてみたいのですよね。だから、これが、瀬戸風線の問題なんかもこういうところで議論して実現を早めたとか、そういうものであるのか、それとも、周南道路の実現に向けて集まってみんなで話し合いをして実現を早めようとか、そういうこと、どういう目的でやられているのかちゅうことを、まず確認しておきたいと思います。

○玉木都市政策課長

周南道路建設促進期成同盟会につきましては、周南道路の早期建設を促進するため、周南市、下松市、光市の3市と田布施町、この首長及び議会の議長で組織しております周南道路建設促進期成同盟会の年会費として10万円を支出しています。この周南道路の早期実現に向け、要望、陳情活動を行っているところでございます。

○加賀美委員

だから、やはり公費を支出する以上、ある程度何かの成果を生み出さなければ、毎年毎年10万円を出して具体的に成果が上がらないということじゃ、やっぱり無駄じゃないかと思うのですが、そういう意味で言っているのは、成果は何かあるのかどうかと。やっぱりこれは本当に必要だと、周南道路をつくるためには、こういう会をきちっとやらなければいけないのだという、そここのところの、何ていうのかな、一つの考え方をやっぱり整理しておかないと、いや、これは集まって話し合いするのだ、するのだと。じゃあ一体それについての成果は何があったのだろうか。そこらあたりについて、ちょっと私も今回このところのあれは見てないのですが、成果というか、この評価はどういうふうな状況であったのかちょっとお尋ねしてみたいと思っています。事務評価の段階でどういうふうに理解されておられたか。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○玉木都市政策課長

周南道路でございますが、近隣市町と光市を結ぶ国道を補完する道路として、この道路の必要性は大変高く、実現の目途たってはおりませんが、同盟会の事業の効率的・効果的な進め方を検討しつつ、活動を継続していく必要があると考えております。

○加賀美委員

わかりました。効果的に本当、周南道路というものを実現できるような形で推進してい

ただくよう、まあこれはちょっと、恐らく計画つくるのだから二、三十年かかるのではないかと思うのですが、だって、ほかの道がどんどんできる、まだできてないやつが、今、都市計画道路がうまくいってないやつがまだたくさんあるわけですから、その辺につきちゃ、そういう声がありましたので、ちょっとお伝えいたしました。

○森戸委員

主要施策の成果の 162 ページに、都市計画事務費の中で景観計画があるのですが、景観形成推進業務、これについてちょっと 1 点お尋ねします。

景観計画は、景観計画を施行して、景観形成ガイドラインも 26 年度に作成をしております。景観計画を施行して景観形成ガイドラインも作成した結果、市民、事業者、庁内にどのような変化が起こったのか、反応はどうだったのか、その辺のところを、まずお知らせをいただけたらと思います。

○玉木都市政策課長

景観計画につきましては、昨年 10 月 1 日の施行に伴い、一定規模以上の行為については届け出が必要になりますことから、事前に市広報紙に景観計画の概要や届け出等について掲載し、市民や事業者にも周知、啓発を図るとともに、ガイドラインについても 1 カ月前に販売を開始しております。ホームページの公開もそのとき一緒に行っておりまして、特に混乱はなく、現在に至っております。また、届け出の必要のない小規模なものも含めまして、市民、事業者からの問い合わせの数は多くあり、良好な景観に関する意識は高まりつつあると受け止めているところでございます。町内についても、新たに建築する建物については、景観の協議を行いまして、良好な景観に配慮した設計としております。

○森戸委員

わかりました。広告等の規制の部分はまた別としまして、景観自体への意識という部分はこれからののだろうかと思っておりますので、先日も新聞か何かに出ていたのですが、下関市なんかは景観賞というものを創設しております。それは、市内での良好な景観とか、良好な景観を形成するための活動に対して表彰をするという仕組みもつくっております。恐らくその意図は、景観に対する意識を高めるといふのと、いい景観を残していくということだろうと思っておりますので、ぜひそういった啓発をするような賞の創設も含めて、今後考えていただけたらと思います。

説 明：酒谷公園緑地課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

171 ページの公園緑地費で、あじさい苑とシャクナゲ苑と光つつじ苑、この維持管理で約600万円程度、年間かかっているのですが、この3苑はそれぞれどこにあるのかを、まず教えていただけますか。

○酒谷公園緑地課長

あじさい苑は、光スポーツ公園の北側でございます。シャクナゲ苑は浅江神社の北側、光つつじ苑につきましては、文化センターの南側でございます。

○森戸委員

わかりました。これだけ管理費をかけていますので、花の時期とかそういう時期に、適切に何らかの方法で紹介はされておられていますでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

あじさい苑につきましては、ホームページに開花状況を掲載しております。シャクナゲ苑、つつじ苑も、同様にホームページに掲載しているところでございます。

○森戸委員

了解をいたしました。なかなか、つつじ苑というのを私も初めて知ったのですが、どこにあるのかというのはですね。適切にそれぞれが管理をされるように、いろんな人が見に来るでしょうから、それぞれの予算については聞きませんが、年何回か草刈りも含めて管理をされるのだらうと思いますので、来たときに、来られた方が気持ちのいい形で帰っていただけるように、適切な管理をこれからもお願いをしたいと思います。

○土橋委員

私は、虹ヶ浜もそうですけども、室積も祭りがありますが、海水浴場の周辺はいつもきれいなのですよ。ところが、こっちの、何ていうの、戸仲寄りと虹ヶ浜寄りかな。あれは草ぼうぼうなのよね。

○委員長

委員、質問の途中ですが、ちょっと所管が経済部にかかっていると思うのですが。

○土橋委員

あれ、経済部なの。

○委員長

と思います。祭りのことについてですから。

○土橋委員

経済部なの、あれ。

○委員長

次でお願いいたします。

○土橋委員

公園が出ているから、てっきりそれが入っていると思っていた。それはごめんなさい。

○加賀美委員

171 ページの、ここにたくさんの管理委託料というのがありますよね。この管理委託料の、いわゆる入札で決定した金額に委託料がもう加わったやつが載っているのですよね、これ実績だから。予算は一定の率を掛けりゃいいのですけど、この委託料、それらの部類ちゅうのは何があるんですかね。例えば、あじさい苑の管理委託料は、180 万円で契約しているところで、14 万 4,000 円ほど管理料がプラスになっているとか、その下は、95 万円で7万 6,000 円ほど管理料。これ何なのか、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。

○酒谷公園緑地課長

これは業務の内容ということでよろしいでしょうか。

○加賀美委員

もう一度質問をいたします。いわゆる、このあじさい苑の管理委託料が 194 万 4,000 円になっていると。194 万 4,000 円ね。ところが、契約は 180 万円でやっていると。だから、この 14 万 4,000 円がさらに委託料としてオンされているわけですね。決算の場合はね。それはどんなものがあるのか。契約は、だから、そこに載っているわけね、全部。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○加賀美委員

税抜き、税込みの答えでした。ちょっと恥ずかしい話ですけども、よくわかりました。

じゃあ次にまいります。164 と 165 ページのところですけど、主要施策の成果の中で、冠山総合公園の入園者数が載っているのですよね、そこに。オートキャンプ場の利用者はわかりますけど、入園者はどういう形で把握しているのですか。その辺は、ですから、数え方ね、人数の。

○酒谷公園緑地課長

事務所でカウントしております。

○加賀美委員

事務所のほうで何。例えば、そこにカメラか何かあって数値を確かめるのか。例えば、入り口はたくさんあるのですよ。上のオートキャンプ場から下におりることもできるし、休みの日は門が閉じられているからね。そうでなければ、朝、散歩していていますよね。そういったものは、平日の散歩なんかというのは数えてないという理解でよろしいのでしょうか。そこに職員がいる間、数えた分だと。

○酒谷公園緑地課長

開園時間中に数えた人数ということになります。

○加賀美委員

本当に1人ずつ数えているのでしょうかね。それは、例えば、梅まつりのときとかバラ祭とか、それは数えられますけど、恐らくそれ、ある程度数えて、これを何日分こうして掛けたら何ぼになったちゅう数値じゃないかと思うのですよね。本当に数えようと思ったら、カメラなんか設置して。だから、この辺がどうも、数値がどうやってつかんでいるのか、本当にたしかなんじゃろうかと。本当に数えているのですか。

○酒谷公園緑地課長

事務所から数えているという報告を受けております。

○加賀美委員

わかりました。だから、方々から入っているやつをどうやって数えるのかなど。上からも入れますよね。横からも、梅のほうからも入れるし。(発言する者あり) まあ、その辺はちょっと疑問を感じましたので言います。

もう一つは、意見だけ言っておきます。今、花壇コンクールがいつもやられるの、いいことだと思うのです。これがいつも9月にされるのですよね。結果発表はまだないと思いますが。今が花盛りなのですよ。花壇コンクールにしたときは、ほとんど花が1回散っているときらしいので、毎年そうらしいのですよ。この辺を一つ、今後、検討対象に。例えば、あと、結果報告にしても、写真撮って、今だったら花盛りできれいになっているところなのです。ところが、その当時は、花がみんな散って、つぼみだけしかなかったらしいのですけどね。そういう話がありましたので、この辺は今後の御配慮にお任せしたいと思います。

説 明：大富建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

2点ほど御質問させていただきます。

まず1点ですが、業績評価シートの513ページにあります木造住宅に対する耐震診断や耐震改修の支援ということで、これ、今、決算について御説明をいただきました。この事業については、行動計画の対象業務ということで今後も続いていくという形になるというふうに思います。ただ、この実績についてはいろいろ御苦労されているのですけれども、なかなか、何ていいますか、実績として上がってきてないというのが現状だというふうに思います。この事業については、国、県との拠出もありまして、そうした国等の施策の一環であるかと思えますけれども、今後の継続の見通しについては、どのような形で期間進めていくようになるのか、そのあたり、わかる範囲でいいのですけれどもお願いします。

○大富建築住宅課長

耐震の啓発につきましては、出前講座や本庁ロビーでのビデオ啓発など行っております。26年度からは、初めて消防まつりで啓発を行いました。相談はあったものの、申請には至りませんでした。防災意識の高揚を図るためには有効な啓発方法の一つと考えており、ことしも消防まつりで啓発を行うこととしており、地道で継続的な啓発が必要と考えております。

今後の見通しにつきましては、継続の予定でございますけれども、国、県から明確な回答は得ておりません。国、県の動向を注視しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○畠堀委員

耐震化に向けての非常に、住宅の安全性の確保に向けての取り組みで、大変ありがたいものだというふうに思いますが、実績の状況というのは、他市の状況と違っていろいろのようになっているのかというところは、調査されておられるのでしょうか。

○大富建築住宅課長

毎年、県から状況が入ってきております。どこもあまり芳しくない状況でございます。

○畠堀委員

いずれにいたしましても、この目的については、耐震化対策ということで非常に重要な取り組みだというふうに思いますので、引き続きの周知、そして、実施に向けての取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

引き続きまして、もう一点ですけれども、同じく事務事業評価の 516 ページです。こちらのほうには、市営住宅の維持管理ということで項目が挙げられております。その中で、今後の取り組みとして、建てかえや改修については、今、事業費の平準化に向けて民間活力の活用を検討するというようなことが挙げられておるわけですが、このあたりのところ、これまでとまた違った方向性も打ち出されているということで、そういった意味では期待も大きいのですが、どのようなことを検討しようとしているのか、できる範囲で結構ですのでお願いします。

○大富建築住宅課長

シートの中で事業主体の妥当性においては、現在、市が実施していることが適当だと考えております。将来の方向性とすれば、建てかえや改修で事業費が突出しないように、民間活力の活用を検討した計画づくりが必要だと考えております。

○畠堀委員

ぜひ民間活力の活用という意味では、期待をしておきたいというふうに思いますので、今後の検討課題という形で掲げられているのではないかとこのように思います。その他、しっかり御検討をお願いしたいと思います。

あわせて、同じくその項目の中で、市営溝呂井住宅の新たな公営住宅の建てかえの方法として、合築というのが表記されているのですが、この合築というのは具体的にどのようなものを意味されているのか。ちょっとイメージできなかったので御説明いただけたらと思います。

○大富建築住宅課長

御承知のとおり、市営溝呂井住宅にかわる新たな公営住宅を岩田駅周辺地区に建築することといたしております。

また、岩田駅周辺地区が県のコンパクトなまちづくりモデル事業のモデル地区の一つに選定されましたことから、県に要望を重ねてきたところ、県において岩田駅周辺地区に県営住宅を整備する意向が示されたところでございます。こうしたことから、現在、県、市の担当者レベルで、公営住宅のコスト削減や効率的な管理方法などの観点から、さまざまな検討を進めているところでございます。申しわけございませんが、具体的にお話することはできない状況でございますので、御了承いただけたらと思います。

○畠堀委員

溝呂井住宅のコンセプトというのは伺っておりまして、幅広い年齢層の方が入居して、安心して安全な住宅といえますか、そういったものを目指しているというのは一般質問でも聞いておりますが、今のところで、県営住宅の動きについては、県の事業でありますので、

なかなかお答えとして難しいのかもしれませんが、併設と合築という形で書いてあるものですから、この合築というのは、イメージ的には、まあ併設は県と並んでという形で読み取れるのですが、合築というのは合体してつくるようなイメージを持ったんですけども、このあたりの言葉の解釈というのはどのようなものなのか、できる範囲でお願いします。

○大富建築住宅課長

一応、合築というのは、言われたとおり一緒に建てる。併設というのは、並べて建てるという形でございます。

○畠堀委員

いずれにしても、このあたりのところは今、計画の途中でございますので、今後の計画の進捗を見ながら、またお話を聞けたらと思いますが、当面このシートの中ではそういう記載がありましたので、伺ってみたということで、了解しました。ありがとうございます。

○森戸委員

決算書の 173 の住宅管理費ですが、そもそもお尋ねをしてみようと思うのですが、この市営住宅について、現在、約 1,200 戸ということだと思っておりますが、この戸数については多いのか、少ないのか。今、事業主体として直営が妥当だというふうに言われたのですが、それ自体どういうふうに分析しているのか、その辺のところから、まずお教えいただきたいと思っております。

○大富建築住宅課長

住宅の供給ということで、県内他市と比較してみますと、100 世帯当たりの戸数で比較しますと、本市の市営住宅は多いほうから 5 番目でございます。県営住宅は 8 番目でございます。県営住宅、市営住宅を含めた戸数では、6 番目という形になっております。

○森戸委員

ちょっと今書きとめて、わからなかったもので、もう一回言ってもらえます。他市と比較して。

○大富建築住宅課長

市営住宅は多いほうから 5 番目、県営住宅は 8 番目、県営住宅、市営住宅を含めた戸数では 6 番目という状況でございます。

○森戸委員

わかりました。例えば、住宅管理費という予算の観点で見ると、一応 5,000 円の予算な

のですが、人口1人当たりで比較をするとどうなるのですか。

○大富建築住宅課長

申しわけありません。他市の状況は持ち合わせておりません。

○森戸委員

ぜひ、当然のことだと思いますが、予算も含めること、戸数も含めること、県内だけでなく、5万という人口での類似都市の比較も、ぜひ行っていただきたいと思います。

今現在これを持っているメリット、デメリット、その辺はどのように感じてらっしゃいますか。

○大富建築住宅課長

住宅を持っているメリット、デメリットという考え方でよろしゅうございましょうか。

○森戸委員

1,200戸ある、そういう現実の状態のメリット、デメリットというところでお願いします。

○大富建築住宅課長

今、約1200戸持っております。その中で、空き住宅もふえております。その中で言いますと、条件さえ合えば、なるべく早く入居ができていく状況だと、思っております。ただ、デメリットとすれば、それだけの空き住宅がありますので、維持管理上が無駄な金がかかるということになりますので、これがデメリットだと思っております。

○森戸委員

当然そうだと思います。収入未済も4,700万円あるということですので、もう一度ぜひ分析をしていただきたいと思います。

あとは、民業を圧迫してないかどうか、その辺の視点もぜひ加えていただきたいと思いますので、周南市さんだったですかね、管理に関しては、宅建か、もしくは不動産の業界か、どちらかに管理は委託していると思いますので、お隣の下松市さんと比べると、市営住宅の保有という観点で言うと、当然倍ぐらい持っていると思いますので、アベノミクスで景気が地方にまで私は当然届いていないと思いますし、やはりそういう部分はどんどん積極的に民間に仕事を出すという形でやっていただけたらと思いますので、ぜひその観点も民間の活力の、先ほどにもありましたけれども、指定管理、もしくは、そういう民間に管理をしてもらうという観点でも、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

○木村（則）委員

175 ページ、住宅管理費、これの中ほどに、エレベーター保守点検委託料というのがあって、これ、どうしても当初のメーカーが保守点検になろうかと思imasので、現実的には、入札を実施するにしても、1社の入札しかないという状況だろうと思imas。これに関しては、金額の決定にあつては、どういう交渉をされているのですかね。

○大富建築住宅課長

このエレベーター保守につきましては、3年間の長期継続契約で行つております。昨年、26年に改定をしたところでございます。

○木村（則）委員

ちなみに、先ほど何基とかという数もおっしゃられたと思imasが、年何回ぐらい実施されるのですかね、これ。要は、その252万7,000円というのが、点検の内容はともかく、ちょっと回数なり質問したいと思imas。

○大富建築住宅課長

基数については、3基でございます。毎月1回の点検で、年4回の現地点検。それと、遠隔点検を行つております。

○木村（則）委員

わかりました。先ほどおっしゃった3年契約するというのは、コスト削減するのが目的なのですか。どういう目的なのですか。

○大富建築住宅課長

長期継続契約というのが、そういう目的でやるということで認識しております。

○木村（則）委員

入札とはいつても、一応、応札は1社ですよ。

○大富建築住宅課長

そうでございます。

○木村（則）委員

ですから、僕が気にしているのは、当然その予定価格に対しての一定の交渉がそこでは発生するのではないかと思うのだけれども、そういった幾らかでも減額を図るための交渉は、どういうふうに行われているのかというのが聞きたかつたということなのです。何か一定の答えをいただけますか。

○大富建築住宅課長

これにつきましては、エレベーターの契約のマニュアルといたしますか、本がありまして、それで、一応ある程度こちらのほうで数値を弾いて、それで、ある程度の金額を出してやったというように聞いております。

○木村（則）委員

わかりました。一応入札を行っているから、それは札を入れたその数字で決定したということなのですね。

じゃ、もう一点だけ。これ、ちょっと数字が細かいのですが、もう少しその下のほうに、住宅内除草委託料というのがあって、私なりに市営住宅ちょっと幾つか見ていると、大体その団地の方が定期的に宅地内の除草を皆さんで率先してされているところが多いのかなと見受けられるのですが、これは、具体的にどこに対してこれだけの委託料を払っているのですか。

○大富建築住宅課長

これにつきましては、基本的には、宅地内の除草は入居者でやっていただくのですが、急傾斜地といたしますか、危ないような所、いわば東領家ののり面とか、そういう所を3カ所やっております。それと、あとは、空き住宅がありますので、そういう空いた所の除草につきましては、特に、溝呂井住宅は入居停止かけておりますので、そういうところの空いているところの除草については、皆さんにやってくださいというのが難しいので、こちらで除草しております。

○加賀美委員

主要施策の成果の中の167ページに、ここに住宅費の問題で、滞納金が4,700万円もあると。状況を見ると、どうしてもいわゆる収納率が上がってないと。先ほどから法的な処置があると。例えば、70万円以下は少額訴訟で、70万円以上は支払督促という一つの制度があるわけですね。それが本当に、まあ費用がかかるから、あるいは、手間がかかるからやらないのかどうか、そこらあたりはちょっとお尋ねしてみたいのですよね。だから、頻繁に歩いて行って、とにかく説得して金を払ってもらおうということを中心に行っているのではないかと思うのですよね。支払督促とか少額訴訟すれば、びっくりしちゃって、すぐ払うのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○大富建築住宅課長

これにつきましては、滞納整理要綱をつくっております、12カ月20万円以上の方につきましては、督促状、催告書、最終通知、それから、保証人さんにも納入依頼、最後には

明け渡しの通告を行い、明け渡し訴訟、最後に強制執行という形で、その要綱にのっとりやっております。

○加賀美委員

じゃあ、そこでお尋ねしたいのですが、前回、この前でしたね。10年間も払わなくて、そして、訴訟で明け渡しをやったことがあると思うのですけども、じゃあ、この今4,772万9,000円の収納未済累計の中で一番長い人はどのくらい長く払ってないのか、それがわかれば教えていただきたいと思うのですが。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大富建築住宅課長

169月というのが一番長いです。

○加賀美委員

やっぱりこういうのは、不平等感を出さんためにも明け渡し訴訟を。もちろんその前に、いわゆる支払督促なんかを出して法的な処置をした上で、それで、なお払ってくれなければ、もう明け渡し訴訟をするというような形をやっていかないと、また恥ずかしいことが出てくるのではないかと思うので、そこらあたりは迅速に処理していくことを考えていただきたいと思います。要望にしときます。

○大富建築住宅課長

補足ですけども、この件については、現年分はとにかく入れていただくということで、少しずつでも入れていただくという形で、ちょっとずつ入れていただいている状況でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

5. 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について（経済部所管分）

説 明：小野商工観光課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

それでは私のほうから質問させていただきます。

まず、最初に事務事業評価の349ページにあります緊急雇用創出事業についてです。これについては、今決算書のもとに御説明をいただきましたけれども、26年度で一応終了と。国からの事業の補助が終了したことでということになっているのですが、この評価につきましては、離職者の就職に向けて有効であったという評価をなされております。

この辺りのところ、確かに国からの補助がなくなりますと予算的な措置ではなかなか難しいところあるのかもしれませんが、こうした評価をされた上で今後の事業の継続といいますか、何らかの形での継続についての検討についてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○小野商工観光課長

緊急雇用創出事業につきましては、低迷する国内経済における雇用の創出を図るために平成20年度に創設された国の交付金による県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して本市でも取り組みを展開したものでございますが、中でも離職者再就職支援事業は、平成24年度から3カ年にわたって実施をしてまいりまして、通算して70名の離職者を再雇用し、うち63名が再就職を果たし、自

己都合による退職者を除いた再就職率が96.9%となるなど、一定の成果が得られたものと考えております。

また、本市の雇用状況を図る尺度でもありますが、ハローワーク下松管内の有効求人倍率につきまして、平成24年度は0.67倍であったものが、平成26年度には0.96倍と改善傾向にありまして、また求人求職のバランスがそういった大きく変化していることや、また委員もおっしゃいましたが、県の補助も終了するという事など総合的に考えて、本年度の事業継続を見合わせたということでございます。

○畠堀委員

ということは、離職者の雇用状況が変わったということと、今離職者が少なくなったというふうに、そういうふうに理解してよろしいのですか。

○小野商工観光課長

かなり改善されたとは言いましても、まだまだ求人企業と求職者の希望する企業との業種ミスマッチとか、いろいろな問題も散見できますことから、今後の雇用条件見極めながら適切な施策の展開を引き続き検討していきたいと考えております。

○畠堀委員

この事業そのまま継続するとなると、かなりの事業費がかかるということで、なかなか難しいというのは理解しますが、やはり成果としてもかなりの成果が上がってきているということでもありますので、やはり離職者というところにもある程度フォーカスをしていきながら、こういった事業についてはぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、同じく事務事業評価の139ページですが、こちらのほうには市営バスの運行事業について記載されております。

こちらのほうにつきましては、評価としたらBということで改善という方向で出されておるわけですが、やはり重点化の事業であるというふうに位置づけられておまして、やはり光市の中での交通の問題というのは非常に大切な問題でもありますし、今から特に市外からの多くの方の人口横列で招き入れるとなったときには、やはりこれ一つの大きなポイントではないかというふうに考えております。そういった中で今後の改善の方向として、より効率的・効果的な運行に向けてダイヤや路線の見直しを行うのだと方向づけされておりますけれども、この辺りのところについて何か現在のところで方向づけられているものがあればお聞きいただけたらと思います。

○小野商工観光課長

市営バスの運行につきましては、これまでも機会を捉えて改善を行なっております。平成18年度には運行体系や経路の見直し、また運賃定額制の導入制など大幅な改善を行いましたし、平成24年には市民対話集会にて寄せられた御要望にお答えする形で結果的には本運行には結びつきませんでした。塩田線沿線となる鹿ノ石地区への試験運行を行うなど、サービス向上に向けた方策を順次展開してきたところでございます。

現在も利用実態や市民ニーズなど踏まえながら、より効果的で効率的な運行方法ができないかということ鋭意検討を進めているところでございます。

○畠堀委員

今、御説明いただきました特にこの事業については、26年度については目標に対して実績ということ、100%を超えているという市民の皆さんの利用の頻度も高いという状況になっております。これまでも、縷々改善をしてきていただいておりますので、そういった成果に結びついてきているとは理解しておりますが、今後のさらなる市民の期待に応じて何らかの形で今検討されているというような動きが読み取れましたので、ぜひ、そういった市民の大きな期待をしっかり受け止めていい方向での検討を進めていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

次の同じく、民間バスの路線運行の事業について441ページに記載されておりますが、こちらのほうについては3つの事業がありまして、広域乗り合いバスの支援事業の補助につきましては、業績評価としたらCということで、縮小、抜本の見直しというような評価になっております。

そのほかの地方バスの路線、それからひかりぐるりんバスについてもBということで見直し、改善という方向になっておるわけですが、この辺り特に今先に申し上げました地域の乗り合いバスの評価Cということで、縮小、抜本見直し、この辺りについては少し大きなかじ取りというふうな方向にも読み取れるわけですが、これらの今後の改善なり、見直しの方向性について何かお聞きできる内容があればお願ひしたいと思います。

○小野商工観光課長

民間バスの事業者が運行しております市内のバス交通網につきましては、委員も御承知のことと思ひますが、いずれも利用者数が低調であるという問題を抱えております。こうした現状を踏まえるといずれの系統路線に対しても、何らかの改善策が必要であるということ強く認識しております、そのことが

この事務事業評価においてB、C判定としているものでございます。

しかしながら、現在のところそれぞれの路線に対する本当に具体的な改善策を見出すことができていない状況ではございます。

しかしながら、事務事業評価の成果のところにも記載しておりますとおり、減少傾向はありましても、やはり公共交通としてのバス路線を維持していくということは、非常に重要なことと考えておまして、当面はバス事業者や関係自治体等とともに利便性の向上や利用促進に努めていきたいと考えております。

○畠堀委員

先ほど申し上げたように広域の乗り合いバスの支援事業については、先ほど申し上げたように業務評価としてCという形になっております。Cについては縮小、抜本見直しというような形で先ほど申し上げたように少し見直しとして大きなハンドルが切られるのかなというふうなイメージにもとるわけですが、その他についてどのように余り今と変わらないのか、ちょっとその辺りのところ不安があるのですけどどうでしょうか。

○小野商工観光課長

C評価としておりますが、かと言って性急に物事を進めるというわけにもまいりませんので、やはりそこら辺は利用実態や市民ニーズをしっかりと踏まえながら検討していきたいと考えております。

○畠堀委員

ここのところについて総体的な評価として、これまでの利用上をしっかりと勘案しながら取り組んでいくのだという形になっていきますので、ぜひ、大きなあまりハンドルを切るということについては、市民に影響が大きいのでこの辺りについてはしっかり検討をお願いしておきたいと。特に先ほど一つ前の市営バスの運行状況も含めて光市内の交通網整備という観点からやはり魅力あるまちづくりという意味。そして、やはり市民からいたしますと、やっぱり土地の価値にも変わってくると思います。地価がやはりこういった意味で利便性のいい土地という意味については、やはり地価にも反映してくると思いますので、ひいては市民の資産という形になります。

そういった大きな目で見ると、やはりこれからの光市の選択していく上の大きなファクターにもなりますので、ぜひ、そういった観点からも抜本的な改革につながるような検討をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、同じく事務事業評価の445ページなのですが、こちらのほうにつきましては、周南地区の地場産業振興センターの負担金が掲載されてお

りまして、こちらのほう重点化の事業ということで掲げられております。こちらのほうについては、やはりそれなりの成果を上げていると認識はされていると読み取るわけですが、市内の事業者の方がこの振興センターを利用されていると認識もあるようですけれども、これ何をもって市内の事業者の皆さんがここを活用されていると判断されているのか、その辺りの尺度といたしますか、考え方についてお聞きいただけたらと思います。

○小野商工観光課長

そうですね、活用状況を何で図るかということでございますが、この地場産業振興センターが行なっている事業について、例えば光市民がどれぐらい活用しているかということのほうの方がわかりやすいと思います。26年度の利用状況で申しますと、周南ものづくりブランドの認定が2件です。それから、ものづくりに関する周南サポート事業の支援決定が9件でございます。この9件のうち4件は本市の新規事業チャレンジ支援事業制度の活用もいただいております。

このほかにもこういった両取り組みに関する周知や募集を図るために、実際に地場産センターの職員が市内のいろいろな事業所に直接訪問活動を行なっております。

○畠堀委員

この件については、一般質問でも伺ったことありますけれども、最後に御説明いただきました、ここの職員の方が市内の事業者を訪問していただくか、先ほど言ったブランドづくりとか、サポート事業に現れていないところでの活動というのが結果としてそちらに結びつくという形になりますので、どちらかというところというところにフォーカスをして、事業の充実を図っていく、目指していくということが大切ではないかと思いますが、その辺りの取り組みについてはどのような形で把握されようとしているのでしょうか。

○小野商工観光課長

私も実際、地場産センターには毎月1回は必ず行っております。情報交換をする中で光市の事業者からの相談もいろいろ受けているというお話は聞いています。

○畠堀委員

毎月交流をしていただいているということで、そこからいろいろなことが発展してくると思いますが、やはり市内の事業者の皆さんが身近に感じて、日ごろから人間関係をつくっていくということがいろいろな意味で成果に結びつくの

ではないかと思しますので、先ほど申し上げた結果だけではなくて、その日ごろの活動についても、ぜひ、フォーカスしていただいて事業の充実に向けて御検討をお願いしたいと思えます。

それから次に、同じく事業事務評価の467ページに観光協会への助成金の事業について記載がございますが、こちらのほうについては先ほども決算報告書の中でも説明いただきましたけれども、昨年度に比べて、大幅な金額増になっているので、その辺りの背景をお伺いしたいのとあわせて、事務事業評価の中では観光協会の自主財源の確保に向けての事業の検討、改善というものを取り組んでいくのだと今後の方向性されておりますけれども、その辺りについては少し御説明いただけたらと思えます。

○小野商工観光課長

まず、補助金の増額でございますが、平成26年度は、新市誕生10周年記念大会として花火大会を開催しましたが、その増額分が160万円。それと、平成25年に観光協会自体が本庁舎から冠山総合公園に移り、休日の対応を始めたということで、その分のおもてなし強化としての人件費相当分が増えた要因でございます。

観光協会としても自主財源確保の取り組みを行なっているわけですが、そういった中でなかなか集客の目玉となるような観光資源を持たない本市において、自主運営をおこなうことは困難であります。今後も引き続き自主財源の確保に向けた取り組みについて助言、指導を行なっていきたいと考えております。

○畠堀委員

それは市として要請していくということですか。

○小野商工観光課長

やはり、何でも補助金頼みとならないようにしっかりと考えていってほしいということでございます。

○畠堀委員

観光については、他市から光に来ていただくという意味で今からある意味重要な取り組みではないかと思えます。そういった意味で助言というか指導も大事だと思いますけれども、ぜひ、市としても腰を据えて対応をお願いしたいと思えます。

○森戸委員

決算書の139ページのワークプラザなのですが、この建物は築何年ですか。

○小野商工観光課長

昭和41年築でございますから、築49年です。

○森戸委員

わかりました。このワークプラザについては事務事業評価の中では老朽化と雨漏りが激しいと書いています。今後どうするかについては、今までに我々としても何度も指摘をしてきたのですが、そちらの所管課のほうでは方針決定を望んでいるというふうに書いてあるわけですから、課を超えての決断を待っているというふうに読み取れるのですがどうなのですか。その辺のところは。

○小野商工観光課長

今、団体としてそれは引越し先を見つけていただくということが最良とは思いますが、両団体とも単なる事務所スペースだけでなく、作業を行うための資機材の保管場所も必要ということでございまして、現時点では代替施設を見つけることが困難な状況ということでございます。

○森戸委員

現在としてはそうなのですが、方針決定を望んでいるのでしょうか。その辺のところはどうなのですかと聞いているのですけど。いみじくも老朽化と雨漏りが激しいというふうに書いていて50年以上もたつわけですから、それは海浜荘と同じレベルの築年数だと思いますので、考えなければいけないときで、これは先延ばしにするというのはどうなのかなということは指摘をしておきたいと思います。

それと、主要施策の成果の152ページなのですが、岩田駅の管理運営事業ということで、この発売事務委託料の積算根拠は何でしょうか。

○小野商工観光課長

この積算根拠でございますが、委託料を1日6,500円としております。これは受託者の賃金に相当するものでございます。

○森戸委員

6,500円ということは、どうやったら162万5,000円になるのですか。掛ける。

○小野商工観光課長
250日分という計算です。

○森戸委員
これは人件費の部分は何人でどのぐらいの時間でやっていらっしゃるのですか。6,500円のさらに内訳。

○小野商工観光課長
岩田駅の乗車券類の販売事務はJR退職者3名個人と委託契約をしています。販売時間でございますけども、これは通勤通学者が多く利用する。祝日と年末年始を除いた平日の朝と夕方、合計8時間となっております。

○森戸委員
わかりました。発売の事務収入も乗降客数も定期券の販売もトータルの部分で減少しています。減少しているんで、その発売事務委託の料金、発売委託料の金額です。その辺は下げるわけにはいかないですか。

○小野商工観光課長
先ほども申しましたが、受託者の賃金に相当する部分でございますので、販売実績が下がったからと言って直ちに引き下げるとするのは、困難だと考えております。

○森戸委員
じゃあ、人の割り当てのところは適切なのですか。そこを動かすことで工夫はできないのですか。

○小野商工観光課長
3名のローテーションで必ず一人がいるというような状況でございますので、その辺工夫の余地があるかどうかというのは精査してみなければわかりませんが、ちょっと難しいとは思いますが。

○森戸委員
ぜひ、検討してくださいよ。1人でやるのか、2人でやるのか、3人でやるかわかりませんが、1日の時間帯としてそこに充てるのが、どうやれば適切なのか。事務収入自体も減っているわけですから、その辺のところは考えるべきかと思っておりますので、ぜひ、検討していただきたいと思っております。

それと、あと観光客についてお尋ねをいたします。

主要施策の成果で157ページを見ると、26年度の観光客数のトータルは55万8,000円というふうになっているのですが、光市政策工程表で見ると、工程表の54ページでございますか、観光客数は86万4,000人というふうになっていて、これは県が出している数値、山口県観光客動態調査による観光客数だと思うのですが、その数の乖離が30万人もあるということで。これはどちらをどう見ればいいのかと思うのですが、その辺の違いについての説明をお願いいたします。

○小野商工観光課長

まず主要施策の157ページでございますが、ここに記載しております観光客数はこの区分にあります5カ所でございますけど、あくまでこの5カ所の部分についての推移を記載したものとお考えいただきたい。一方、県の観光動態調査の観光客数につきましては、こちらも市のほうから報告しているものでございますけれども、これにはこの5カ所以外の観光資源や、主要イベントの来訪者までを対象とした数値を報告しております。このためにこの数値に違いがあるということでございます。

○森戸委員

だったら統一したらどうですか。わかりづらいじゃないですか。

○小野商工観光課長

その辺につきましては、改善の余地があろうかと思えます。

○森戸委員

いやいや、改善の余地も何もあなた100万人を目指すと書いていないですか、政策工程表で。だから、どっちか統一した数字にしたほうが良いと私は思いますけどね。

○小野商工観光課長

御提言ありがとうございます。主要施策の成果の記載は過去から引き継いでこのようになっているのだらうと思えます。その辺は改善してみたいと思えます。

○森戸委員

わかりました。どちらにしても、やはり政策論議をそれぞれするわけですから、実態に即した数字、実際の姿というのは統一をしてやるほうが良いと思

ますのでよろしく申し上げます。

説 明：末岡農業耕地課長 ～別紙

質 疑

○木村（則）委員

それでは、決算書の143ページ、農業振興費の中の真ん中よりちょっと下、地産地消推進事業、この事業に関しましては、私も大いに評価をするところであるわけですが、ちょっと金額が200万円という非常に切りのいい数字で、この事業に関してどういった使われ方といたしますか。その使途に関しての精査というのは、どういうふうに行われているのかということは確認をしておきたいかなど。どういう内容であるのか、それからどういう精査をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○末岡農業耕地課長

地産地消推進事業の精査でございますが、これは、今の農業拠点施設の里の厨事業協同組合に事業は委託をしております。それで、体験農園や加工などの研修を行っております。

この研修につきましては、事業終了後に実績報告書の提出を求めています。実績報告書には、実施した日時とか、参加人数とか、詳細なものであります。

また、収支につきましても、決算書が提出されておりますので、そこで確認をしていただいております。

一例でございますが、農業体験教室の・夏・秋・冬野菜コースでいきますと13回実施しております。あと、サツマイモや落花生コース等4コースに分けておりますので、その都度、日時も違いますし、参加人数も変わっており、事細かい報告書が提出されております。

○木村（則）委員

わかりました。一応その材料費であったり、人件費であったり、運営費であったり、そういったことで、なおかつ、そんなぴったり200万円というものでもないなと思いますけど、ほぼそれに近いといたしますか、その金額だというふうなことで理解はいたしましょう。

これは、何年から、23年から行われているのですかね。今後、例えば、もう一つの里の厨のメニューとして、指定管理料なんかに入れてしまうとか、そういったこともあり得るのですか。

○末岡農業耕地課長

指定管理料の中に含まれるかということでございますが、指定管理料は施設自体の管理を行なうもので指定管理をしております。

施設外を利用しながら事業を行っていくということを考えますと、この事業を指定管理料の中に含めるのは、ちょっと難しいと考えています。

○木村（則）委員

わかりました。大いにいい事業だと思いますので、ぜひこの今後も推進していただければと思います。

○森戸委員

今の関連と申しますか、地産地消推進も里の厨を中心にとということでした。

で、141を見ても、主要施策、特産品も、これも里の厨を中心にとということなのですが、農業を推進をしているというのは、別にその里の厨だけではなくて、ほかの地域も一生懸命頑張っておられますので、そこで集積したノウハウなり、アイデアなり、きちんとその辺を市内に行き渡るように普及をしていただきたいと思うのですが、私は、その視点が少し欠けているのかなと。そういう声を地域では聞きますので、その辺のところはいかがでしょうか。

○末岡農業耕地課長

今の御指摘でございますが、農業拠点の施設を、束荷に設けております。この農業拠点施設で何を行っているかということでございますが、市といたしましては、農業指導員を1名、臨時さんではございますが配置しております。この方によりまして野菜等の生産の仕方、防除の仕方、また、商品としてどのようにパッケージしたらいいかというようなことを含めた指導を行っております。

また、農業者に対しまして農薬等の使い方等の指導も行っておりますので、その点で申しますと、それなりの成果は上がっているのかなと思っております。

○森戸委員

私がお願いすべきところは、そこで得られた技術とか、ノウハウとか、アイデアを市内全域に行き渡らせていただきたいという点だけでございますので、でも、その辺は御配慮をお願いいたしまして、みんなでよくなるという視点が大事かなと思いますので、お願いをいたします。

それと、主要施策の140ページ、認定農業者に関する部分がかかれてい

すが、この認定農業者の基準となる、ならないで、どういうふうなメリットがあるのか、その辺のところからまずお知らせいただけたらと思います。

○末岡農業耕地課長

認定農業者の基準や、メリットでございますが、認定農業者になるには、まず自分の経営する農業経営改善計画を、光市の担い手育成総合支援協議会に申請していただきまして、それを市が承認することでございます。その承認を受けられて認定農業者ということになります。

これは、自分の農業でどのように収益を上げていくとか、労力をどのように使っていこうかという計画になっており、この計画を立てられましたら、メリットといたしましては、認定農業者からの相談に対し協議会が詳しい回答がもらえるということや、協議会自体がいろいろな機関で構成されていますので、関係機関からの協力がいただけること。また、経営に関する融資が受けやすくなるということが一番大きいメリットかなとは考えております。

○森戸委員

わかりました。農業を業として経営するという視点でやっていこうということだろうと思うのですが、この認定された認定農業者、その後、いわゆる計画にしろ、基準にしろ、満たされているのかどうか、その辺をチェックするという点はどういうふうに行われているのですか。

○末岡農業耕地課長

この計画のチェックでございますが、自身の方が認定後3年目と5年目に、協議会へ自己チェックを報告していただきます。この時点で、計画のレベルまで達しておれば、そのまま続けていただくとか、まだものがあれば改善を指導するなどしております。ただ、その計画が満たされなかったからといって、何らペナルティーがあるわけではございません。

○森戸委員

わかりました。それと、新規就農者については、23年度からで見ると、法人就業が10名、自己経営で6名というふうになっているのですが、この数字はどのようなのですかね。例えば、おやめになられたとか、そういうケースというのはあるのですか。あつ、これは累計じゃないのか。失礼しました。

○末岡農業耕地課長

委員さんおっしゃられた10名・6名は、7名だと思うのですが、7名の方が

いらっしゃいますけど、今のところ順調に皆さん経営、また就業をされております。

○森戸委員

わかりました。それはよかったです。

それと、140ページ、141ページ、2つのページにわたりますけれども、農業拠点施設の組合員販売実績というのは、これはふえていっておりますけれども、利用権設定とか、米の収穫高、耕地面積というのは年々減ってきております。

例えば、三井の民間企業の100円市の売り上げも、徐々にではありますけれども落ちてきていると。その拠点施設ができたことによって活性化はしてきているとは思いますが、いろいろな部分で見ても、なかなか難しいといえますか、耕地面積も広がっていかないと。どういうふうに捉えていったらいいのでしょうか、農業振興というものの自体を。

○末岡農業耕地課長

委員おっしゃられるように、農業の状況は大変厳しゅうございます。これは光市に限ったことではなく、全国的なものであるということは皆さんも御承知のとおりであります。

その要因といたしまして、後継者不足というのが一番大きいのかなと考えております。この育成が必要であろうと考えており、市の促進事業なども立ち上げて行っておるわけです。農業拠点施設の役割といたしましては、先ほども申し上げましたように、農業体験で交流をしていただくとか、農家の方に講習を行うことで、出荷されておられる農家の方は、農業所得が若干ではありますが上向いてきておるのも確かでございます。

このあたりから徐々に農業振興も図られているとは思っておりますが、一気に何かカンフル剤というものもないのも事実でございます。その辺で、徐々にという思いであります。

○森戸委員

わかりました。私としては、この光市の地域内でぐるぐる移転をしているというような感覚かなと思いますので、1つは、商業でもそうなのですが、事業の継承というのがやはりどこもポイントだと思いますので、新規を獲得するより、今あるものを守り伝えていく。これは、もう畑にしても、米にしても、山林にしてもそうだと思うのですが、やっぱりその意識がないと、なかなか新規就農にやってもらうというのは大変な作業だと思いますので、そっこの事業継承を、兼業での事業継承というのは難しいと思いますけど、その角

度をぜひ一点入れていただけたらと思います。今後の農業振興にです。

それと、主要施策の成果、142ページの農地中間管理業務受託事業です。これは、1つは、農地集積にかかわる業務というのが何なのかということと、農地自体の賃料はどのように算定をされるのかという辺から、まずお知らせをいただけたらと思います。

○末岡農業耕地課長

農地中間管理業務でございますが、26年度からの新たな業務でございます。農地集積にかかわる業務といたしましては、貸し付け者側のリストの作成や、そのリストに基づきまして農地の位置を確認するとか、権利関係の確認作業をいたします。

また、受け手側との交渉も当然入ってくるわけですが、それが決まりますと、契約書の作成等の業務を受託しておるところでございます。

また、賃料の御質問でございますが、賃料に関しましては市が一定のものを定めておるといものはございません。貸し手側と借り手側の意向や近隣の相場もありますので、その辺を勘案されて双方で決定されているのが実状でございます。

○森戸委員

わかりました。市場価格だろうと思いますけれども、この農地を借りたい、貸したいに関しては、ホームページ等でこれ見れるのです。ホームページで見ると、市内の農地自体はなかなか貸しますというふうに手を挙げているケースというのはほとんどないといえますか、少ないのが実情ですので、集積をしたのはいいのですが、この成果だけ見ても、機構を介して農地を貸し付けたというケースもこれありませんよね、ゼロになっていますよね。それがゼロというのは、どういうふうにかえたらいいのですか。何らかの原因といえますか、理由があるかと思うのですが、その辺のところはどのように分析をされておられるのですか。

○末岡農業耕地課長

貸し手側が出されており、9.7haの面積でございますが、実は、手続が非常に複雑で、時間が長くかかります。実は、今年の6月16日には、借り手側に移っております。年度をまたいでおる関係上このような記載をさせていただいておりますが、本人が貸したいという意向を申し出られて、その後、機構を介して借り手側に移っていくまでに最長で6カ月かかります。最短で4カ月ぐらいでございますので、どうしても年度をまたぐということがございます。ご理解し

ていただけたらと思います。

○森戸委員

わかりました。これは今からもう少し見ていきたいと思いますので、集積したのが貸せれるような流れになるようになるが一番ふさわしいと思いますので、引き続き注視をしていきたいと思います。

それと、同じ142ページなのですが、畜産業が一連で書かれているのですが、例えば鳥でも1戸の経営体があって、肉牛でも7戸の経営体があるということなのですが、例えば鳥インフルエンザとか、B E S等々が起こったときの対策というものはきちんと練られているのでしょうか。

○末岡農業耕地課長

家畜等の伝染病対策でございますが、鳥インフルエンザに関しましても、口蹄疫に関しましても、発生した場合の防疫作業につきましては、県が行っているものでございます。

市においては後方支援ということになろうかと思いますが、光市においては、光市家畜伝染病対策本部設置要綱をこの10月1日に制定しております。家畜伝染病が発生した際には、県から要請を受けて対策本部を設置しまして、情報収集や皆さんへの周知、また県の防疫作業の後方支援を行うこととしております。

○森戸委員

想定をしておくということは大切なことだと思いますので、その準備がもう既にされているということなので安心をいたしました。

○畠堀委員

じゃ、1点ほど御質問させていただきます。

事務事業評価の357ページに記載されていますライスセンターの管理業務について、26年度の実績としては、事業費5,000円で、1人の利用者という形になっているのですが、このライスセンターの中身と、その業務評価Cに至った背景についてお聞きしたいというふうに思います。

○末岡農業耕地課長

ライスセンターの管理業務でございますが、おっしゃられるように、現在1名の方が利用されております。5,000円というのは、その施設の電気料を市で支払っておるということでございます。

使用に関しましては、農機具、現在は、トラクターとコンバインでございます

すが、この2台を利用しているものでございます。ライスセンターであります
が、もみ乾燥を行う施設は古くございまして、使用できない状況でございます。

そういうことを考えまして、使用者の方とも協議はさせていただいておるの
ですが、その利用者の方が農業をやめられるか、機械が使えなくなるか、その
時点で廃止ということで協議をしておりますことから、Cという評価にしており
ます。

○畠堀委員

了解いたしました。今、大きな流れの中で新規の農業参入者の方もふやそう
という取り組みがあるので、そういったものも踏まえた中長期な何か構想があ
るのかなと思ったのですが、そうじゃなくて、一応、もう廃止の方向だとい
うことで伺いましたが、これ、維持費とか運営費はどれぐらいかかっている
のか、わかれば教えていただけたらと思います。

○末岡農業耕地課長

市での維持費は電気料でございます。機械の故障につきましては、利用者
の方で直していただいておりますというところが事実です。

ただ、利用料をいただいておりますので、利用者組合に利用料が入りまして、
その利用料で修理する運営の仕方と聞いております。このような形態から年間
幾ら運営費がいるのか承知していないのが事実でございます。

○畠堀委員

これ白書を見ると、維持費で6万9,000円、運営費で18万6,000円というよ
うな数字が上がっておりますわけですが、方向性については理解いたしましたが、
目的として、先ほど御説明いただいたように、トラクター、コンバインの利用、
支援という形で継続するのであれば、こういった関係する費用の削減につい
ては、やはり縮小する方向で検討していくということも必要ではないかと思
いますので、あわせてお願いをしておきたいと思っております。

○磯部委員

済みません、2点確認をさせていただきたいと思っております。

まず、事務事業評価シートの367ページの光市特産品開発促進大型農業施設整
備事業という事業名の項目なのですが、これは25年、26年でイチゴ栽培
の分でしたか、ビニールハウス。私たちも委員会で見させていただいて、その
中身もちゃんと購入して食べさせていただきました。非常にジューシーでいい
ものであったと思っておりますが、最後のページのコメントのところ、なか

なか事業が、この2年間で終わったからDという、もう廃止というような形で私も捉えていたのですけれども、その中で、その農事組合法人が一生懸命新たな特産品開発として目指した事業であるけれども、なかなか新規就農者の雇用の継続という安定した収入を得る必要があって、採算性の問題なのが課題と。また、今後もこの特産品開発の後押しをしていかれるというコメントもあるのですが、どのような問題点、事業者が今後も運営するに当たって、市がやっていかなければいけない課題というものが、そこで見えられたのではないかなというふうに思うのですけれども、施設整備だけではなくて、そのあたりの課題というものがわかれば、お示しいただきたいなというふうに思いました。

○末岡農業耕地課長

農産物の特産品化や6次産業化への取り組みは法人においても大きな負担がございます。そういうことがはっきり見えてきたところでございます。

また、事業として軌道に乗せることは、なお難しい問題で、販路の開拓、経営の面で工夫や努力が必要になっております。この辺が起業にとっての大きな課題と考えておるところでございます。

そういう状況ですので、誰でも事業主体になり、この事業を利用しながら同じようなことができる農家ということになりますと、非常に難しいことが分かっております。

とはいいましても、市がこのまま、何もしないというわけにもまいりません。助言や指導になるとは思いますが、しっかり後押しはしていきたいと考えておるところでございます。

○磯部委員

農業生産者も着実にふえて、その働く意欲、農業の波及効果、担い手育成、全ての面でいろいろ課題はあると思いますけれども、着実にそのあたりを広めようというお考えがあるので、ぜひともこの特産品開発、私たちが期待をしていたところでもありますので、今後とも事業者がスムーズに後押ししてさし上げられる部分は試験的にもいろいろトライしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、もう一つ、371、事務事業評価シートの中に、ひかりふるさと祭りのこのあたりのことが、事務事業評価としてCというふうに掲げられているのですけれども、縮小、抜本的な見直しという中で、先日の光まつりも、これはちよっとこことは違いますけれども、参考までに挙げさせていただきたいのですが、非常に以前の運営方式とは違って、商業者中心の若い人たちの積極的なあれで、非常に活性化してきているかなと思っております。

そういうふうな視点もあるのかなと思ったのですが、非常にいいふるさとの伝統文化や収穫祭といったことの内容に特化して改善を取り組んでいかなければならないといったコメントもございますが、今々の課題等、今後の対する何がございましたら、ここでお示しをいただきたいなと思いました。

○末岡農業耕地課長

光まつりとどうしても見比べるようになっていくことはしょうがないことだろうと思っております。ただ、ふるさと祭りにつきましては、主目的を秋の収穫祭と伝統文化の保存・伝承と位置付けております。委員も御承知のとおりと思えます。

光まつりとの役割分担は明確に分かれておりますので、これをなお明確にしながらかねていくということになります。

大きな課題といたしましては、ふるさと祭りも実行委員会で運営しておりますが、実行委員会の委員の皆さんは農業団体の方等が多く、どうしても高齢化しておるところでございます。そういうこともありまして、市が事務局の面倒を見ておるところでございますが、実行委員さんの若返りを図っていき、さらに地域ぐるみの運営ができていくのかというふうには考えております。

○磯部委員

毎年非常にお客様も多くて、特産品、収穫祭にちなんだそういったものをあそこを目指して買いにいかれる方もたくさんいらっしゃいますので、私は、ある意味、非常に大きな意義のあるお祭りであると思っている状況で、こういうふうなコメントがあったので、ちょっと気になったので今回質問させていただいたのですが、もちろん、農業の担い手不足、そのあたりもあると思えますが、若い人たちのそういった農業の雇用も入っておりますし、いろんな知恵もいただけるような方も周辺にはいらっしゃると思えますので、今まで以上にそういう活性化できるような、私は決して光まつりと比較したわけでも何もないので、形は違っても、伝統的なそういう文化、食文化、そのあたり、地産地消の部分をしつかりとPRして、皆さんの底上げになるような、そういうお祭りをしていただきたいというふうに思っております。

説 明：藤井水産林業課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

それでは、3点ほど御質問させていただきます。

まず初めに、決算書の149ページですが、先ほど御説明がありました、民有林の造林事業補助金ですが、こちらについては、昨年と比べて大幅に、500万円ぐらいの増額になっておりますけれども、そのあたりの背景について御説明いただけたらと思います。

○藤井水産林業課長

今、畠堀委員から林業振興費の増額についての御質問でございます。

これは前年の、平成25年度の場合と比較しますと、今おっしゃられましたとおり約445万円の増額となっております。この事業は、森林組合と森林所有者とが森林経営計画に基づきまして、次年度の施業予定箇所を把握して実施しているものでございます。したがって、毎年、事業箇所や事業内容について増減等がございます。

造林の事業箇所が平成25年度は28カ所であったのに対し、26年度は45カ所であったことなどから増額になったものでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

了解いたしました。引き続き、151ページに記載されています松林対策事業の委託料、こちらについても先ほど説明はあったんですけども、金額的にはやっぱり大きな変動がございます。980万円の減となっておりますので、このあたりの大きな変動要因について御説明いただけたらと思います。

○藤井水産林業課長

今、松枯れ対策の大きな減額についての御質問でございます。

平成25年度は、松枯れが例年になく多く発生しました。事業において樹幹注入は国の補正予算により追加されまして、伐倒駆除と処理は県の補正により事業費が多かったものですが、平成26年度は前年度より樹幹注入と伐倒駆除の処理の減少により大幅な減額となったものでございます。

○畠堀委員

了解いたしました。

次に、同じく小規模治山工事の件についてお伺いします。

先ほどの説明では、実際行ったのは、光井地区の1地区だということで御説明がございまして、歳入のところでは岩田地区の何か話が出ていましたけれども、実際にこの小規模治山工事を行なった内容について御説明いただけたらと思います。

○藤井水産林業課長

26年度は2カ所ございましたけども、1カ所については県の内示がおくれましたことから繰り越しとなったものでございます。その繰り越しになったことに伴いまして、事業費が減額となったものでございます。

○委員長

内容というのはなかったですか。

○藤井水産林業課長

2カ所については、光井は西河地地区ということで御説明いたしました。これは、具体的には周南広域農道光井5丁目の南側あたりになります。延長15mで、コンクリートの土留工と、のり面の植生工を施工しております。

それから、岩田でございますが、岩田については上岩田地内、これも同じく周南広域農道のトンネルを抜けた先の北側あたりになります。延長8mで、同じくコンクリートの土留工と植生工を施工しておりましたが、先ほど御説明したとおり、こちらの岩田地区のほうについては繰り越しとしたところでございます。

○畠堀委員

了解いたしました。主要施策を見ると2カ所という形で書いてありましたので、このあたりのところの状況がよくわからなかったのが1点ですけども、あと、これについては事務事業評価の415ページに記載されておりますけども、前年度実績が3件、その前は1件という形で実績が掲げられております。

で、このあたりの実際の選定基準といいますか、このあたりはどういう基準をもって判断されているのかを御説明をお願いします。

○藤井水産林業課長

選定基準についてのお尋ねでございます。

山地崩壊のおそれがあるとか、崩壊した場合、地元からそういった御相談があった場合に、その都度、職員が現地のほうに出向きましてまず確認をして、その後、小規模治山事業としての採択、選定等ができるかどうかなどを、県とともに連携して検討をしております。

選定基準につきましては、国庫補助の対象とならない私有林地崩壊の復旧事業ということがございまして、1カ所の工事費用について100万円以上600万円未満で、人家の対象戸数が2戸以上という基準がございまして。

○畠堀委員

この部分については、やはり安心・安全に係る非常に重要な取り組みではないかと思しますので、このあたり、地元からの申し出によって対応しているということをごさいましたので、地元の方々との連携をしっかりとっていただいて、不安の除去に向けての取り組みをお願いしておきたいと思ひます。

最後に1点、ちょっと説明の中でもありましたけども、地元の負担が25%だとかという説明がございましたが、国と市と個人の負担割合の考え方について御説明いただけたらと思ひます。

○藤井水産林業課長

負担割合についての御質問でございます。

県が2分の1、市が4分の1、個人の負担割合が4分の1となっております。

○畠堀委員

了解しました。ありがとうございます。

○森戸委員

主要施策の成果の148ページの松くい虫防除費なのですが、このこも巻きの効果と実施時期。こも巻きについては、巻くことで虫を集めてくるという意味合いだろふと思ひますけれども、効果とその実施時期を教えていただけたらと思ひます。

○藤井水産林業課長

今、森戸委員からは、こも巻きの効果と実施時期についてのお尋ねでございます。

こも巻きにつきましては、江戸時代から行われているマツカレハの幼虫でございますマツケムシを駆除する方法の一つでございます。

最近の状況を申し上げますと、平成24年から26年度まで、この3年間、残念ながらマツケムシは確認できておりませんが、その前年となります平成22年と23年は、約40匹程度の確認ができております。そうしたことから、一定の効果があるものとは考えております。

また、実施時期でございますが、本市では、11月上旬の立冬の日近くにこもを巻き、3月上旬、啓蟄のころにこも外しを行っているところですよ。

○森戸委員

わかりました。温暖化との関係で、その時期が適切なのかどうか、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○藤井水産林業課長

温暖化というのは、今、そういった傾向にあることは事実でございます。その時期が適切かどうかあたりは、私どももそれに対してどう対応していくかというのは、ちょっとこの場では申し上げられませんが、そういったところの情報収集もやってみたいと思います。

○森戸委員

おそらく時期が多分ずれてきているというふうに聞いておりますので、風物詩という観点では必要なのかなと思いますので、調べていただけたらと思います。

それと、決算書の153ページに水産振興事務費があるんですが、栽培漁業センターについてなんですが、この栽培漁業センター自体は、建物と底地ですか、これはどこの所有になりますか。

○藤井水産林業課長

栽培漁業センター自体が、当時、光市が建設をしたものでございます。今、管理運営については山口県光・熊毛地区栽培漁業協会となっております。したがって、建物については光市の所有、で、土地についても光市ということでございます。

○森戸委員

わかりました。修繕費が出ていたので、それは1市3町8漁協かなんかで分担するのかなと思ったのですが、市の所有だということで、適切だと思います。

それと、栽培漁業センターに関しては、光分場において中間育成の魚種、今、アワビですけど、それ以外にもということで検討するという事だったと思うのですが、それについてはいかがですか。

○藤井水産林業課長

中間育成の魚種検討の御質問でございます。

これは、現在アワビ水槽でアワビを中間育成しておりますけれども、アワビ以外のものでもこの水槽を利用したものができないかといったところを、県の栽培漁業公社などと協議したところがございますけれども、今現在、なかなか形状等も含めて、これといったほかの適当なものも見つかっていない状況にござ

います。

○森戸委員

わかりました。以上です。

○磯部委員

2点、ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、事務事業評価シートの中に、先ほどからちょっと松林のことを何点か御質問されている委員さんもいらっしゃったのですが、行政のほうも松林の病虫害対策に関しましては、年次的にやはり市民の皆さんの健康という面からも、今、全て樹幹注入の移行されております。

その中で、やはり現時点では余り成果が上がっていないとはいえ、そういうふうな形できちんと移行していただいているというのは、私たちもよく理解しているのですが、どうしても数、直径何十cmだったかな、69cmぐらい、50でしたですかね。50以上を対象に樹幹注入をしていらっしゃるというふうなお話も聞きましたが、まだまだ地元の人たちにとって枯れ松もふえたり、また、生き残るために松ぼっくりをいっぱいつけて、そういう木が、今、松が大変多くなっておりまして、いずれこの木も枯れてしまうのかなというふうな、そういうふうな状況も見るに当たって、やはり光市としても、この松林、虹ヶ浜、室積海岸のこの松というのは、非常に大切な部分でもありますし、防風林としての役割も担っておるところで、ここの決算で何を言うのかということではないのですが、今々のその松林保護について大きな課題としては、どのようなところを分析していらっしゃるのか。

で、今後情報収集、また専門家の人の御意見というものを十分今から計画していらっしゃると思うのですが、これは年次的に植林もしておりますし、取り組みもしていらっしゃるということは十分理解した上で、今の26年度の決算において、担当所管としてはどのような課題を持っていらっしゃるって、これを次につながるための分析としてまとめていらっしゃるのか。このあたりを、済みません、アバウトですけれども、お答えいただきたいなと思います。

○藤井水産林業課長

今、松林の保全対策についての考え方等、課題等の御質問でございます。

現在は、いろんな安全面等も考えまして、樹幹注入による保全対策といったところと、枯れた松につきましては、伐倒駆除により対応をしているところでございます。

課題としましては、保全する松林の面積が虹ヶ浜、室積と非常に広く、一度

に対策ができないことや、今年も1度ございましたけども、シロアリによる空洞化により松が倒れました、なかなか外からはわかりにくい、そうしたことによって倒木が懸念されるといったような課題があろうかと思えます。

どういったものが効果的なのかというのは、いろんなところにも御相談はしておりますけども、松であっては「抵抗性松」の苗の植樹も進めておりますが、今現在なかなかこれといったものも見当たってはいないのですが、今後も引き続きそのあたりは研究してみたいと考えております。

○磯部委員

悩ましいことではあるのですが、地域の皆さんの協力というのも、非常にここは強いところでもございますので、そのあたり、行政と住民の方と一緒にやってできることを27年度もやっつけたいと思っておりますが、そのあたりも含めて、今後、有効的な、効果的なそういうものに進めていただけるように強くお願いをしておきたいと思っております。

そして、もう一点、事務事業評価のところ、431ページ、フィッシングパークの管理事業運営がございます。これは、修理もしていただいて、随分老朽化してその工事なんかもしていただいておりますので、非常に今利用客もふえているのかと思っていたのですが、意外とこの利用客が増加していないという状況。

しかしながら、これは収支徹底というものももっとやらなければならないのではないかなと思っております。

そのあたりの分析も含めて、もう一点、その増減を伴う改善提案というところに、26年度決算を受けて27年度に本格的な海底清掃というふうに言葉があるのですが、意外と海の汚れ、いろんなものが落ちているというか、いろんなものがあるのだなというふうに私も認識しておりますが、26年度の中で、どのようにそのあたりを課題として捉えていらっしゃるのか、改めてお聞きをしておきたいと思っております。

○藤井水産林業課長

フィッシングパークの管理と課題についての御質問だと思います。

海底ごみについては、今年度、委員仰せのとおり、既に発注しておりますが、作業予定としております。海底には釣竿を含め釣りの道具等がかなり堆積しておることから、潜水士等によって取り除く作業を予定しているところですが、ごみだけではなく、今回のような塗装の更新等、これは何年かに一度、大幅なそういった維持管理をしていかなければならないものがございます。ほかにも、老朽化する施設の適切な維持管理をいかにするかとといったところが、一つの課

題ではないかと思えます。

それから、いろんな周知につきましては、釣り情報もホームページにこまめに載せておりますけども、さらに、指定管理者とも協議しまして、ホームページなどの充実も含めて、今後も周知できるよう研究したいと思っております。

○磯部委員

年次的にその指定管理者と一緒にあって、子供たちの大会をやったり、女性のフィッシングの大会をやったり、いろんな取り組みをなさっているというのは私もよくわかっております。努力していらっしゃるというのをわかっておりますし、意外とふるさとに帰られた方が、このフィッシングパーク、何時からあいているのだろうか、よくお問い合わせがあるのです。それぐらい、小さい施設ではございますが、釣りを楽しみたい、家族で楽しみたいというそういう方が結構いらっしゃるということを私も再認識しておりますので、今後ともその維持管理、またいろんな意味でのここが利活用できるようにお願いをしておきたいと思えます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」